

府中市下水道事業経営戦略（案）

（令和8年度～令和17年度）

令和8年●月

東京都府中市

目次

1. はじめに	1
1-1 経営戦略改定の背景	1
1-2 経営戦略の位置づけ	1
1-3 計画期間	2
2. 事業概要と現状分析	3
2-1 府中市下水道事業の概要	3
2-1-1 施設の状況	3
2-1-2 普及の状況	6
2-1-3 組織の状況	7
2-2 現状の分析	8
2-2-1 収益的収支	8
2-2-2 資本的収支	9
2-2-3 建設改良費の状況	10
2-2-4 維持管理費の状況	10
2-2-5 企業償還金の状況	11
2-2-6 下水道使用料の状況	11
2-2-7 一般会計繰入金	12
2-2-8 経費回収率	13
2-2-9 下水道施設改築基金	13
2-2-10 経営指標による分析	14
3. 今後の課題	18
4. 経営の基本方針	20
4-1 府中市下水道の基本理念	20
4-2 基本方針と具体的な施策	20
5. 将来の事業環境	28
5-1 人口と水量の見通し	28
5-1-1 行政人口・有収水量の見通し	28
5-1-2 使用料収入	29
5-2 施設の見通し	29
5-2-1 施策の実施	29
5-2-2 事業費の見通し	30
5-3 執行体制の見通し	32
6. 投資・財政計画の策定	33
6-1 投資・財政計画の目的	33
6-2 投資・財政計画（現状維持）	33
6-2-1 収益的収支	33
6-2-2 資本的収支	34
6-2-3 経費回収率	34

6-2-4 企業債残高	35
6-2-5 一般会計繰入金	35
6-2-6 経営面における課題	36
6-3 投資・財政計画（収支改善）	37
6-3-1 収支改善策	37
6-3-2 収益的収支	39
6-3-3 資本的収支	39
6-3-4 経費回収率	40
6-3-5 企業債残高	40
6-3-6 一般会計繰入金	41
6-4 投資・財政計画に未反映の取り組み	45
7. 事後検証、改定等に関する事項	47
8. 経費回収率向上に向けたロードマップ	48
8-1 数値目標とロードマップ設定の経緯	48
8-2 数値目標の設定	48
8-3 経営健全化に向けたロードマップ	49
用語集	50

1. はじめに

1-1 経営戦略改定の背景

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増しています。下水道は住民の生活に不可欠な役割を担っていることから、国は、将来にわたって持続可能な事業運営を行うために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求めています。

本市では、令和2年度に「府中市下水道マスタープラン2020」を策定し、長期的な視点による安定的かつ有効的な整備方針及び経営方針を設定しました。この「府中市下水道マスタープラン2020」の方針・施策に基づき、同年に経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、「府中市下水道事業経営戦略（以下「本経営戦略」という。）」を策定しました。

本経営戦略は策定から5年が経過しており、その間、新型コロナウイルス感染症の拡大や急激な物価高騰等、経営環境が大きく変化しました。このように変化する社会情勢に柔軟に対応し、安定した事業運営を継続するため、経営戦略の改定を行うものとなりました。

1-2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、令和2年度に策定した「府中市下水道マスタープラン2020」にて位置づけた施策を実現すべく、経営基盤強化及び財政マネジメントを目的に策定されたものであり、中長期的な観点も考慮した「投資・財政計画」のほか、組織面や官民連携、広域化・共同化について位置づけた計画となっています。

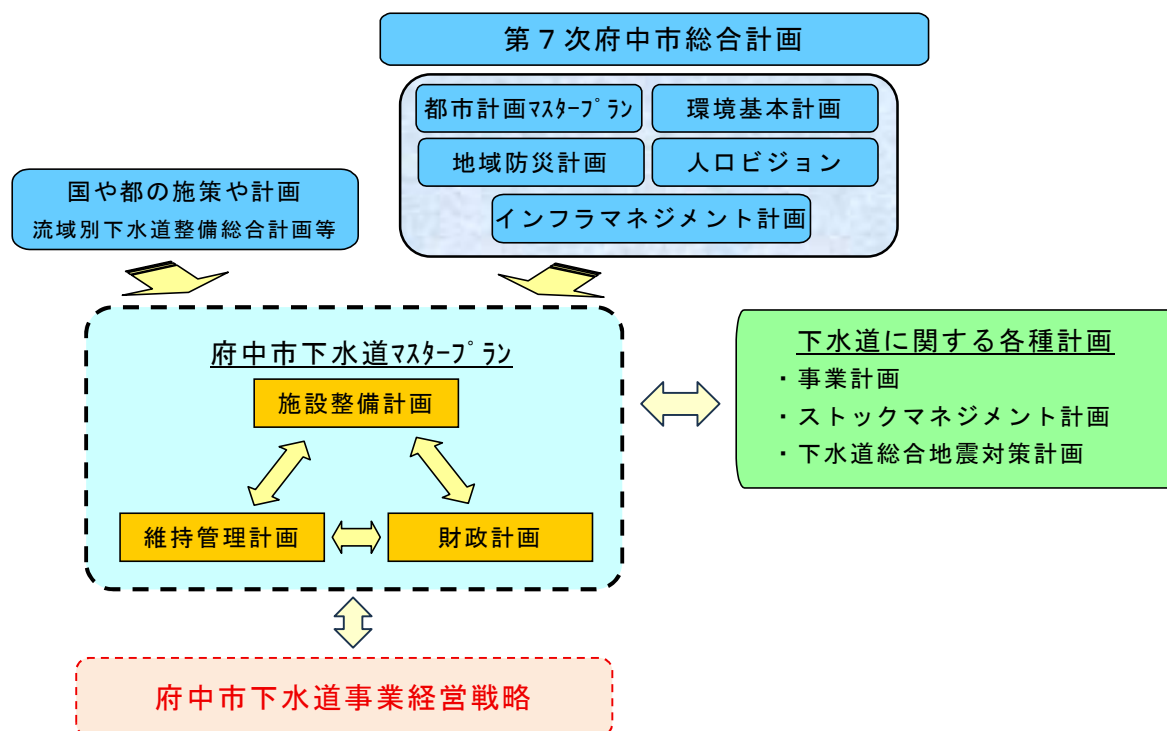


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1-3 計画期間

経営戦略の計画期間は事業の特性、施設の老朽化状況、経営状況などを踏まえて10年以上の合理的な期間を設定するものとされており、将来推計は30～50年の中長期的な推計を行うことが推奨されています。

一方で、経営戦略の目標は現実的で達成可能な目標を設定することが望ましいとされています。長期的な計画は社会情勢の変化等を反映することが難しく、計画の妥当性・実現性が低下するリスクがあるため、本経営戦略では、既計画と同様に10年間を計画期間として設定します。

【経営戦略計画期間】

令和8年度～令和17年度（10年間）

2. 事業概要と現状分析

2-1 府中市下水道事業の概要

2-1-1 施設の状況

本市の下水道事業は昭和39年に事業認可を受け、整備を開始しました。

昭和50年代には管渠整備が最盛期を迎え、昭和59年度には普及率100%を達成するなど、早期に下水道事業を推進しており、令和6年度時点では、総延長767kmの管路施設と1箇所のポンプ場（押立ポンプ場）を本市が管理しています。

本市の下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の2つの処理区に分けられ、北多摩一号処理区では北多摩一号水再生センター、野川処理区では森ヶ崎水再生センターという流域下水道施設（東京都が管理）で下水を処理しています。

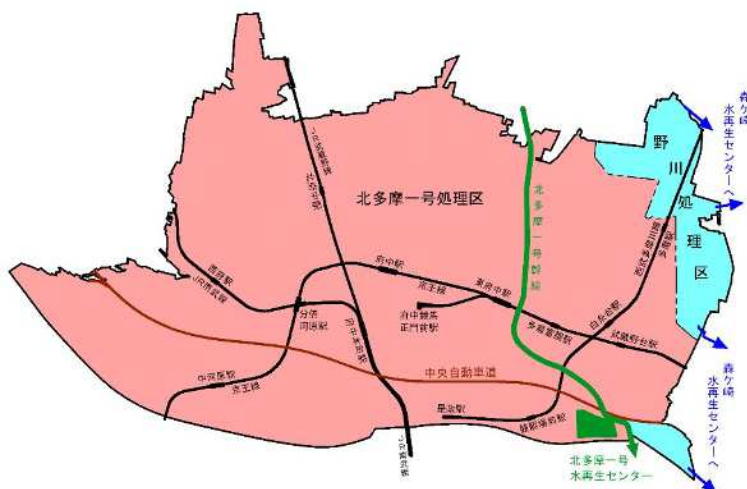


図 2-1 本市下水道処理区の概要

本市の管路施設は、大部分が汚水と雨水を一本の管路で排除する合流式下水道で整備されています。（汚水と雨水を別々の管路で排除する方法を分流式下水道といいます。）合流式下水道は1本の管路を整備すればよいため、早期かつ安価に整備が可能ですが、雨天時には汚水が混合した雨水が河川などの公共用水域に放流されるため、衛生等の観点からは問題があるものとされ、近年は合流式下水道による新規整備は認められていません。



図 2-2 合流区域と分流区域

本市では、下水道事業の着実な整備により令和6年度末時点における管渠延長は、汚水管渠：112km、雨水管渠：109km、合流管渠：546kmの整備を実施しており、処理人口普及率100%を達成しています。また、令和2年4月より地方公営企業法*を適用し、公営企業会計*を導入することで経営状況の明確化を図りました。

表 2-1 施設の状況

項目	公共下水道事業	備考
事業着手年度	昭和39年度（1964年）	
供用開始年度	昭和48年度（1973年）	
処理区	北多摩一号処理区 野川処理区	
処理場	北多摩一号水再生センター 森ヶ崎水再生センター	
ポンプ場	1	
排水区	なし	
人口・面積		
行政人口	260,758（人）	
全体計画人口	251,700（人）	
処理区域内人口	260,758（人）	
水洗化人口	260,719（人）	
全体計画面積	2,725（ha）	
現在処理区域面積	2,725（ha）	
処理区域内人口密度	95.7（人/ha）	
処理人口普及率	100.0（%）	
事業費累計	92,296,253（千円）	
管渠費累計	91,959,661（千円）	
ポンプ場費累計	336,592（千円）	
処理場費累計	0（千円）	
その他累計	0（千円）	
管渠延長	767（km）	
汚水管渠	112（km）	
雨水管渠	109（km）	都市下水路含む
合流管渠	546（km）	
地方公営企業法の適用	令和2年4月より適用	財務規程等一部適用

【出典】決算統計（令和6年度）

令和6年度時点では、本市の下水道事業は767kmの管渠を管理していますが、整備からの経過年数が法定耐用年数である50年を超過した管渠の延長は172kmと、市が管理する管渠の22%を占めています。

法定耐用年数を超過した管渠の延長は今後増加する見通しであり、下水道としての機能を維持するために更新などの老朽化対策を推進することが求められます。

表 2-2 管渠施設・整備からの経過年数

管路種別	分流式汚水 (Km)	分流式雨水 (Km)	合流式 (Km)	合計 (Km)	割合 (%)
10年以下	2	2	8	12	2%
11年～20年以下	4	3	21	28	4%
21年～30年以下	12	11	37	60	8%
31年～40年以下	39	12	64	115	15%
41年～50年以下	42	65	273	380	49%
50年超	13	16	143	172	22%
総延長	112	109	546	767	100%

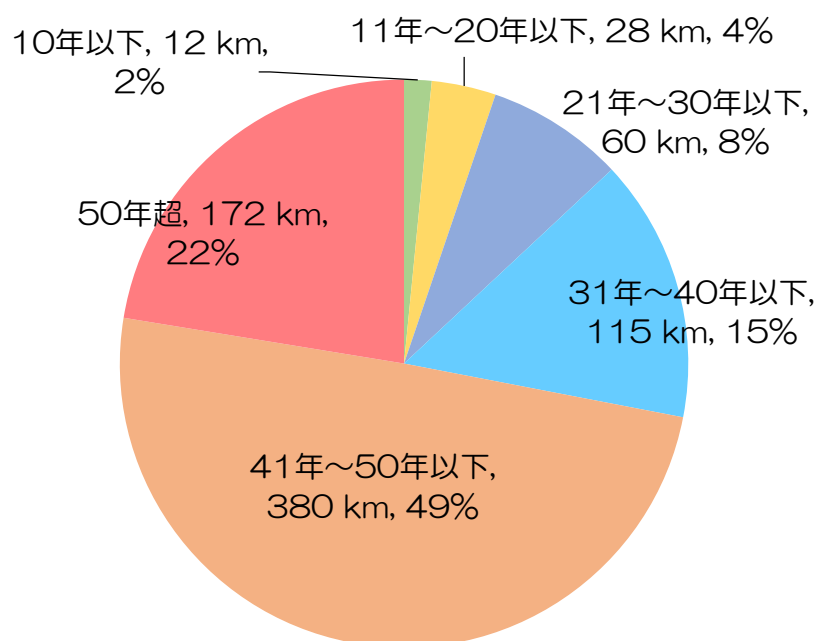


図 2-3 管渠施設・整備からの経過年数

2-1-2 普及の状況

(1) 人口

本市では、市内の下水道整備は完了しており、行政人口と処理区域内人口は概ね同値となっています。水洗化人口についても処理区域人口と概ね同値であり、令和6年度末では約26万人となっています。

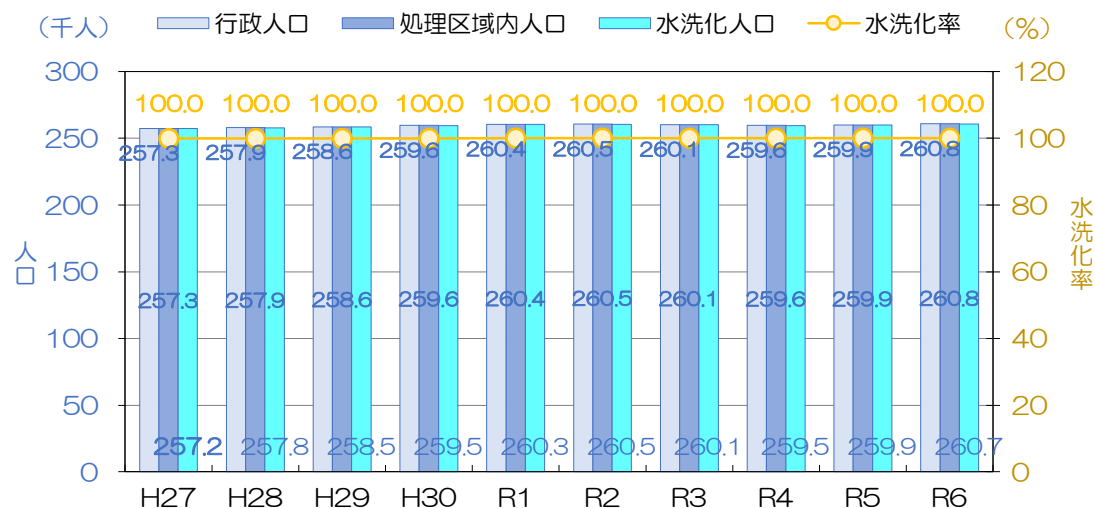


図 2-4 人口の動向

(2) 水量

有収水量*と処理水量は緩やかに減少傾向にあり、令和6年度末の有収水量は約281万 m^3 となっています。また、汚水処理水量に対する有収水量の割合を示す有収率は102%であり、効率的な汚水処理を行っています。

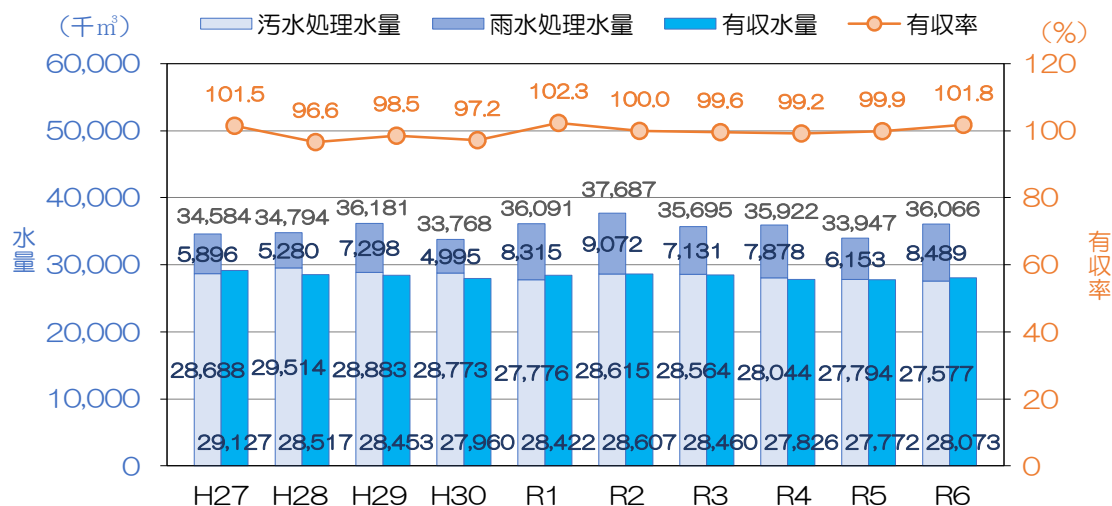


図 2-5 水量の動向

2-1-3 組織の状況

本市の下水道事業は、「都市整備部下水道課」が運営しており、「業務係」、「工務課」、「排水設備担当」の2係1担当となっています。

下水道事業に従事する職員数は令和7年10月現在で16名となっており、横ばい傾向にあります。

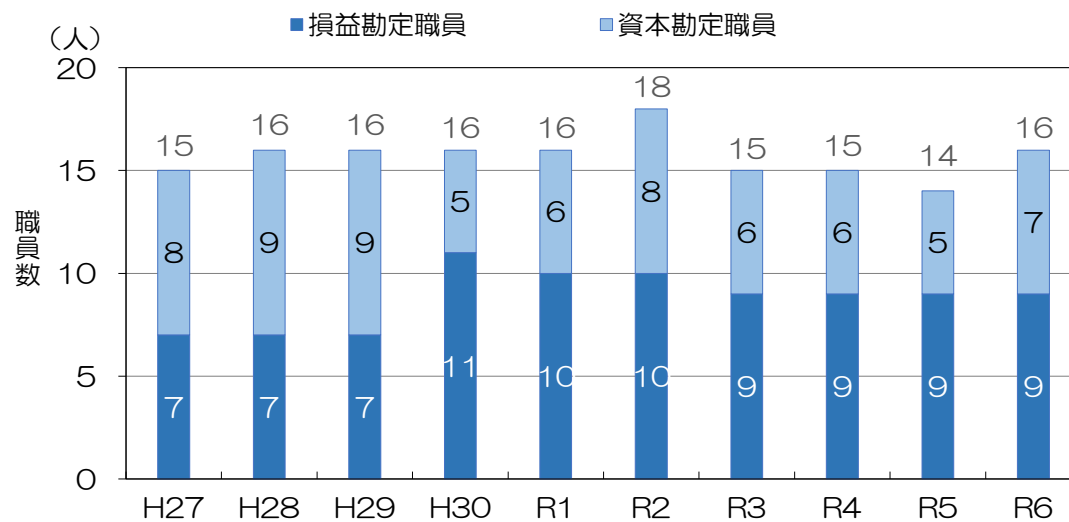
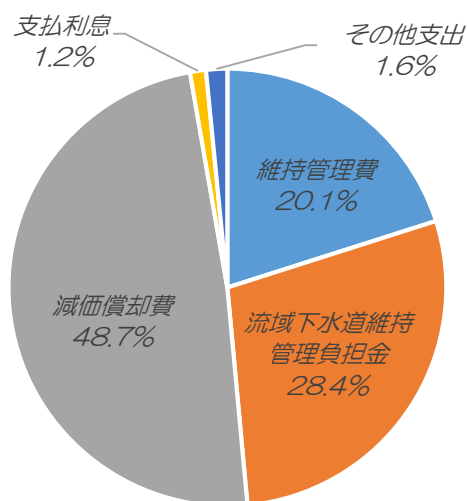
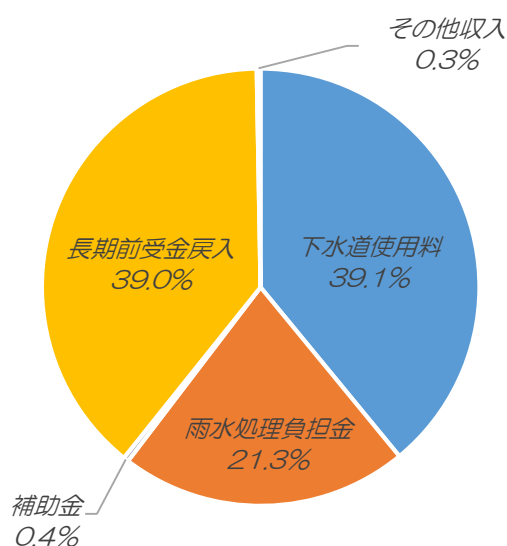
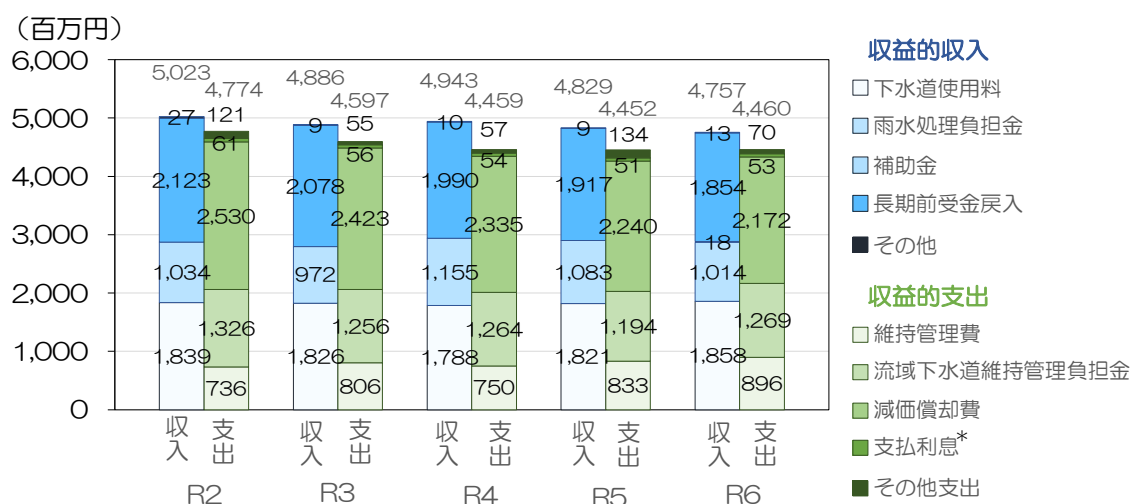


図 2-6 職員数の動向

2-2 現状の分析

2-2-1 収益的収支

収益的収入*は毎年約49億円、収益的支出*は約45億円であり、毎年4億円程度の純利益が発生しています。収益的収入の構成比は下水道使用料は約39%、雨水処理負担金が約21%、長期前受金戻入*が約40%を占めています。収益的支出は維持管理費が約20%、流域下水道維持管理負担金*が約28%、減価償却費*が約49%を占めており、支出の半分を資本費*が占めています。

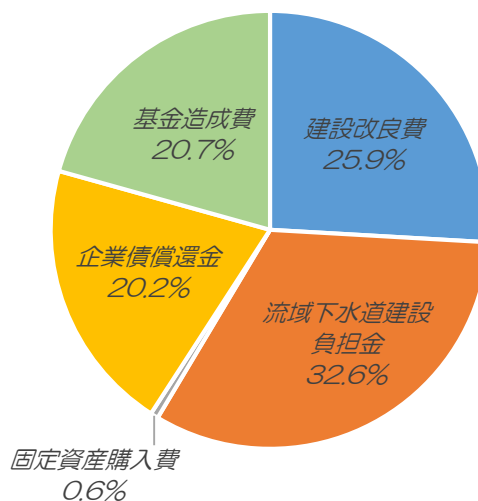
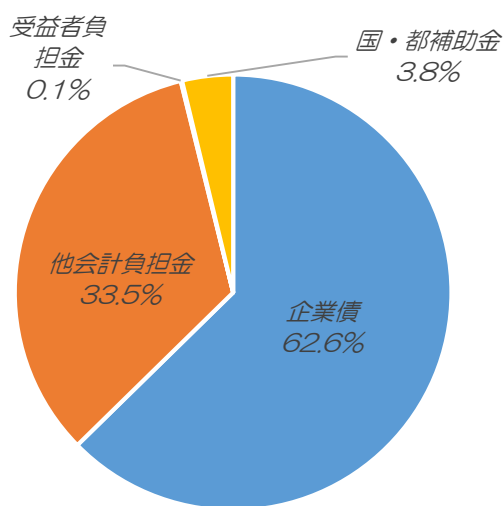
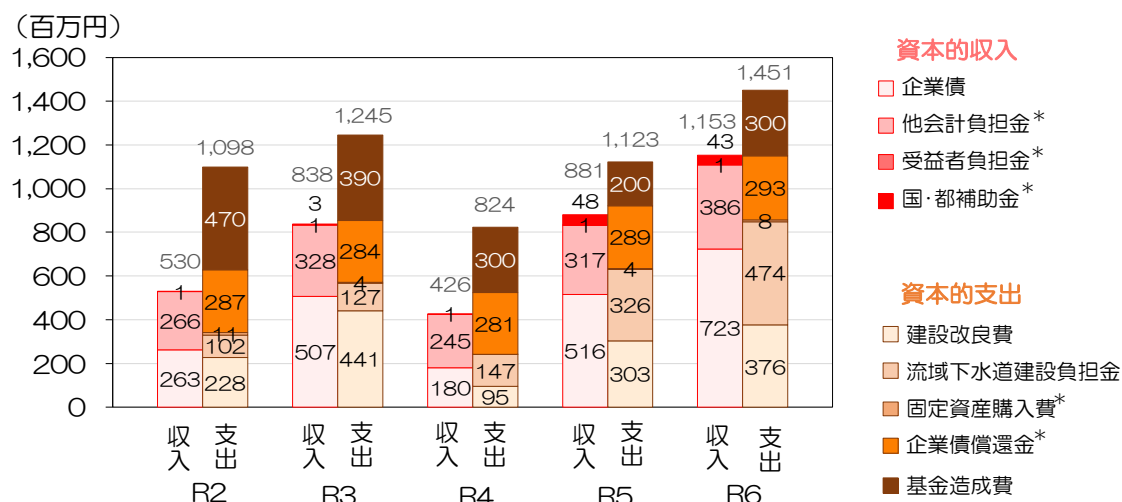


※円グラフは令和6年度値

図 2-7 収益的収支の動向

2-2-2 資本的収支

資本的収入*は約4億円から10億円、資本的支出*は約8億円から15億円で推移しています。資本的収支は年度によって実施する工事に変動があるため、年度によってバラツキが生じています。資本的収入の構成比は企業債*が約63%と大きな割合を占めています。資本的支出は建設改良費*及び流域下水道建設負担金*で約59%を占めています。また、本市では将来の改築事業費に備えて基金造成費*を積み立てています。



※円グラフは令和6年度値

図 2-8 資本的収支の動向

2-2-3 建設改良費の状況

建設事業は、実施する事業内容の違いにより、年度によって変動がありますが、令和6年度末では総額で約9億円となっています。建設改良費は老朽化対策や地震対策工事、流域下水道建設負担金が主な支出になります。

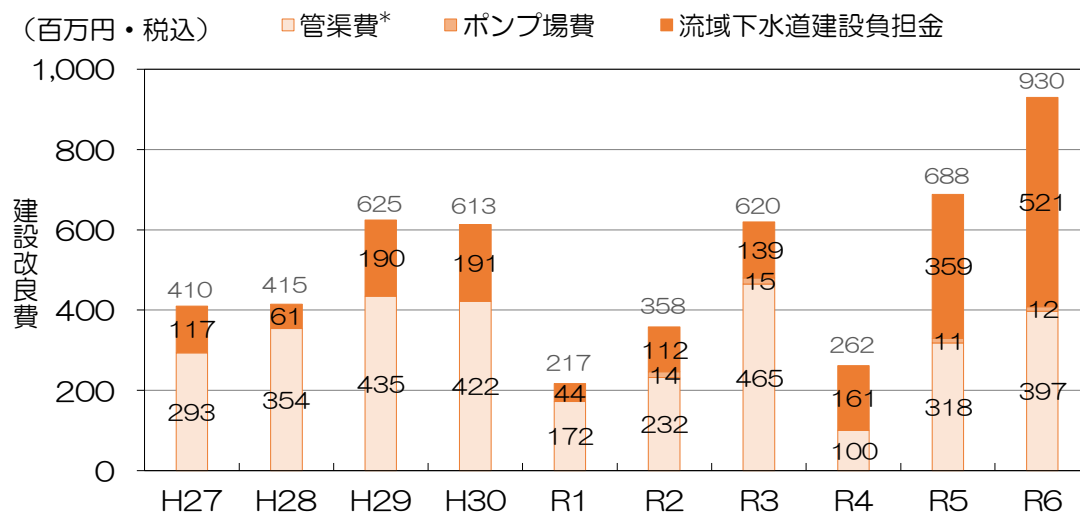


図 2-9 建設改良費の動向

2-2-4 維持管理費の状況

本市の維持管理費は概ね横ばいで推移し、令和6年度末では約22億円となっています。内訳としては、全体の約57%にあたる約13億円を流域下水道維持管理負担金が占めています。

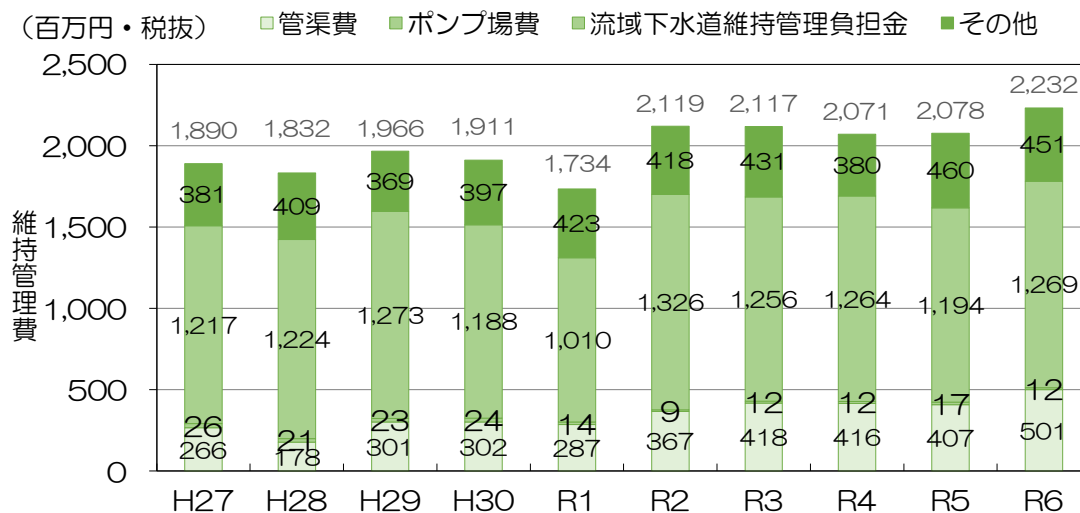


図 2-10 維持管理費の動向

2-2-5 企業債償還金の状況

企業債は償還額が減少しているものの借入額は変動していることもあり、企業債残高*の近年の動向としては横ばいもしくは増加傾向がみられ、令和6年度末では約52億円となっています。

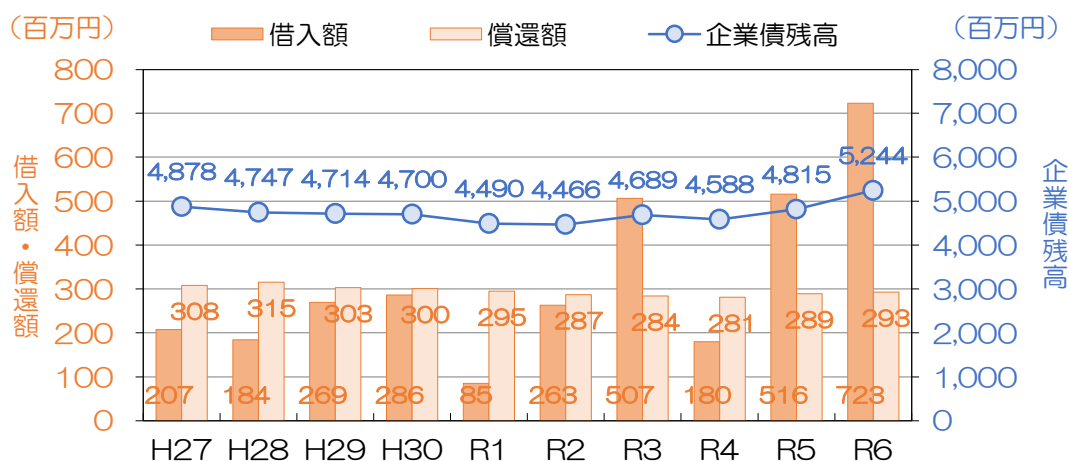


図 2-11 企業債の動向

2-2-6 下水道使用料の状況

本市の使用料体系は、平成17年7月1日に改定されたものであり、それ以降20年程度改定されていません。

本市の使用料体系は、基本使用料と従量使用料が併用される二部使用料制を採用しており、基本使用料には1か月当たり10m³の基本水量が設定されています。

また、従量使用料には使用する水量が多くなるほど単価が高くなる『累進制』が設定されています。

表 2-3 府中市 下水道使用料体系

区分		使用料 (税抜)
基本使用料	10 立方メートルまで	266 円
従量使用料 (1 立方メートルにつき)	11 立方メートルから 20 立方メートルまで	56 円
	21 立方メートルから 50 立方メートルまで	76 円
	51 立方メートルから 100 立方メートルまで	95 円
	101 立方メートルから 200 立方メートルまで	116 円
	201 立方メートルから 500 立方メートルまで	141 円
	501 立方メートルから 1,000 立方メートルまで	166 円
	1,001 立方メートル以上	192 円
浴場汚水	10 立方メートル以下の分	70 円
	10 立方メートルを超える分	7 円

本市の下水道使用料は、令和4年度まで減少していましたが、その後増加に転じ、令和6年度では約19億円となっています。また、使用料単価は令和6年度末で66円/㎡と全国的にも安価な水準です。

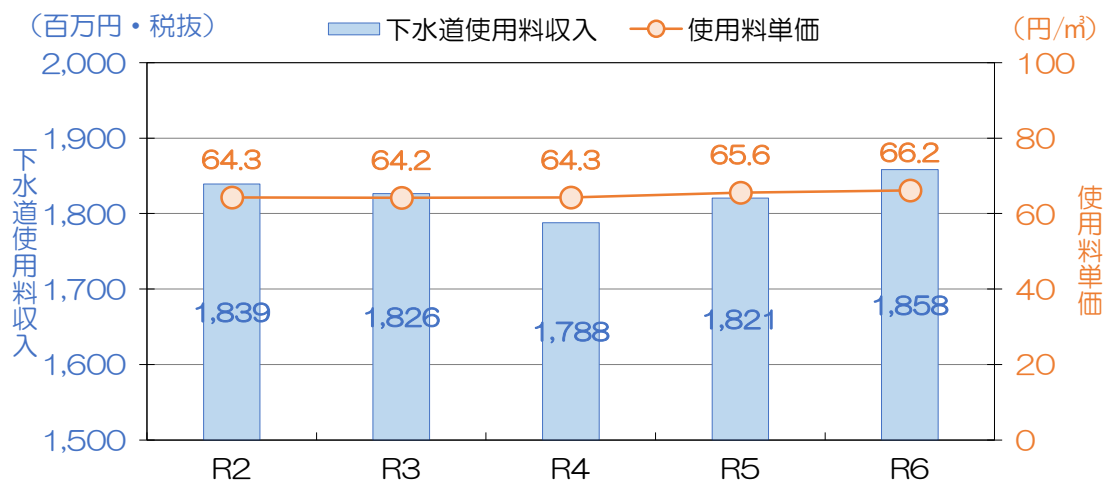


図 2-12 使用料収入

2-2-7 一般会計繰入金

本市の一般会計繰入金*については財政部局と各年度予算編成時に協議を行い、一般会計繰入金の金額を決定しています。

毎年度13億円から14億円で推移しており、令和6年度末では14億円となっています。

また、繰入額の大部分は基準内繰入金*が占めています。

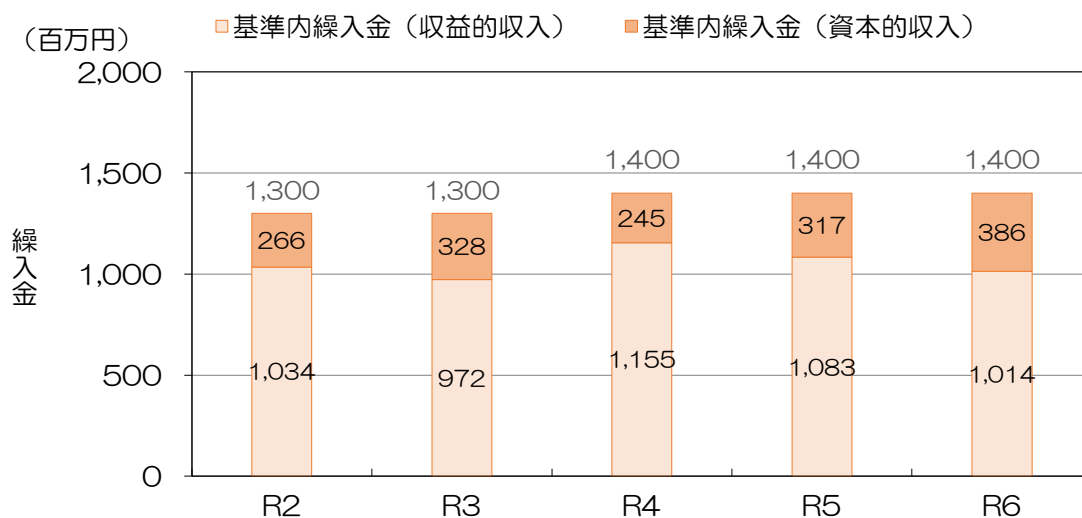


図 2-13 一般会計繰入金

2-2-8 経費回収率

汚水処理費*がどの程度使用料収入で賄われているかを示すのが経費回収率であり、100%を上回ることが目標となります。

経費回収率は、近年100%を上回っており、令和6年度末には109.5%となっています。

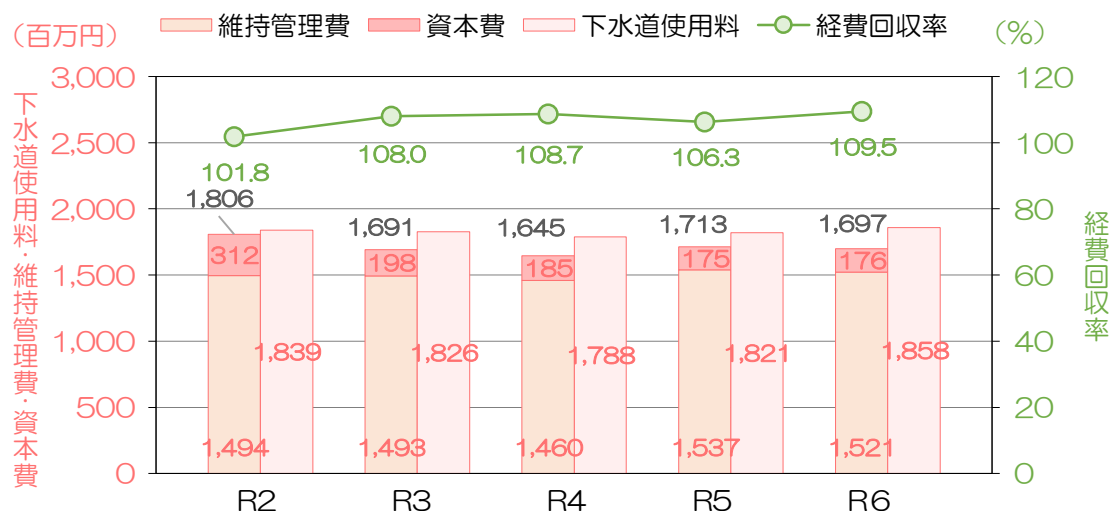


図 2-14 経費回収率

2-2-9 下水道施設改築基金

本市では、平成17年度より将来の改築等建設改良に充当するための財源として、府中市基金条例に基づく「府中市下水道施設改築基金（以下「基金」という）」を積み立てています。

また、令和2年度から公営企業会計を採用したことで当年度に発生した利益を「建設改良積立金（以下「積立金」という）」として積み立てることが可能となりました。

令和6年度時点では、両方を合わせた残高は約107億円となっています。

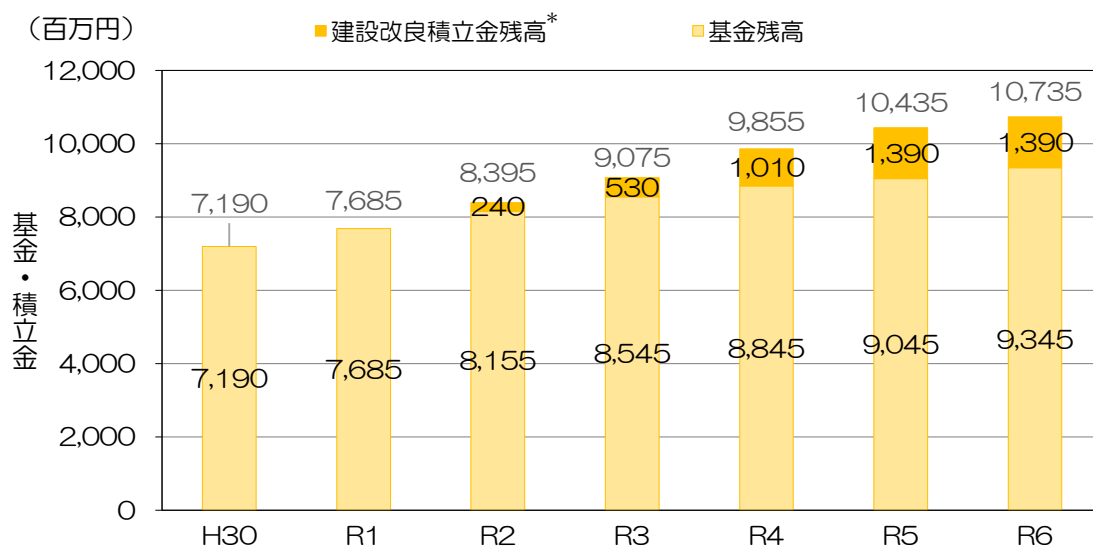


図 2-15 基金造成費・積立金

2-2-10 経営指標による分析

(1) 経営指標の概要

本市の経営状況を把握するために経営指標による分析を行います。分析は各指標において同規模自治体*平均や全国平均と比較を行い、本市の動向・水準を確認・評価します。

なお、ここでいう同規模都市とは、処理区域内人口や有収水量密度、供用開始年度等によって区分された自治体のうち同一の区分に属している自治体のことであり、都内自治体では立川市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東久留米市が該当します。

分析する指標は次のとおりです。

【経営指標】

(1) 経営の健全性・効率性

(ア) 経常収支比率

(イ) 累積欠損金比率

(ウ) 流動比率

(エ) 企業債残高対事業規模比率

(オ) 汚水処理原価

(カ) 経費回収率

(キ) 水洗化率

(2) 老朽化の状況

(ア) 有形固定資産減価償却率

(イ) 管渠老朽化率

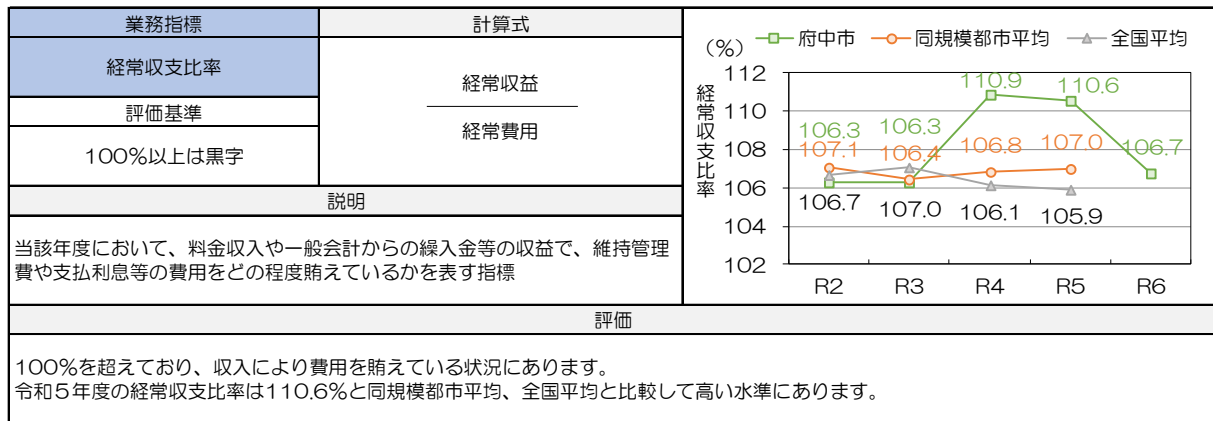
(ウ) 管渠改善率

(2) 指標の分析

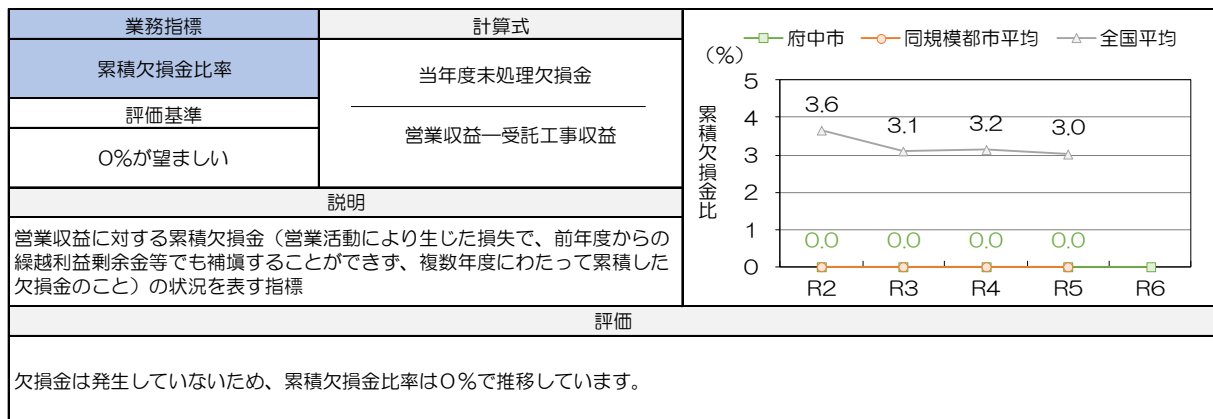
1) 経営の健全性・効率性

経営の健全性・効率性に関する指標について同規模自治体平均及び全国平均との比較結果を次に示します。

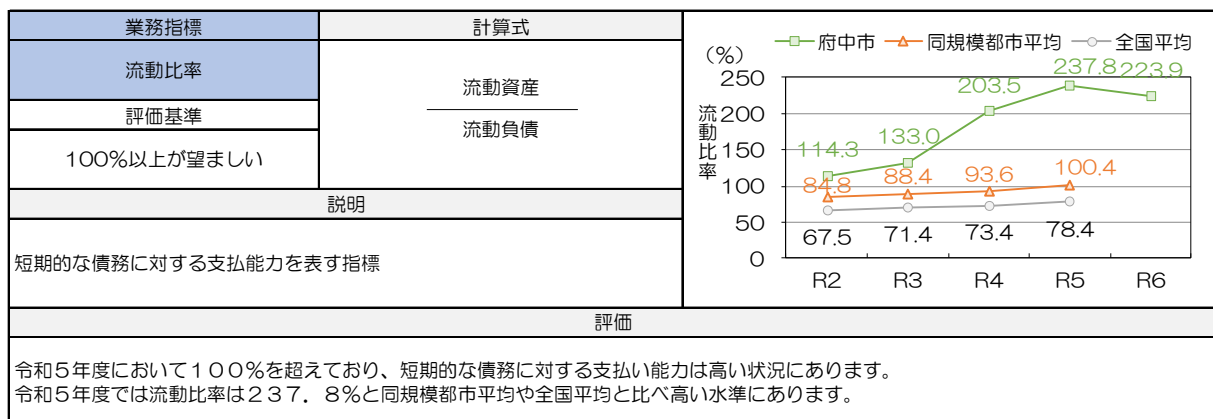
(ア) 経常収支比率



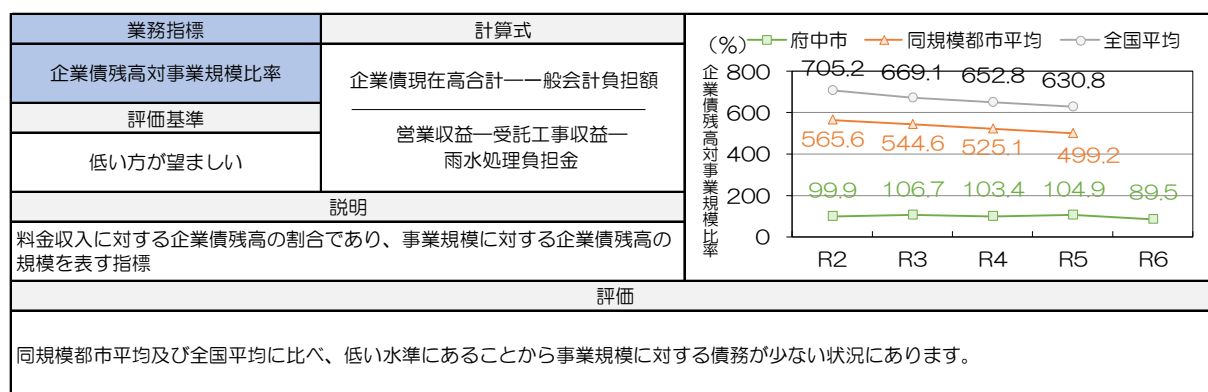
(イ) 累積欠損金比率



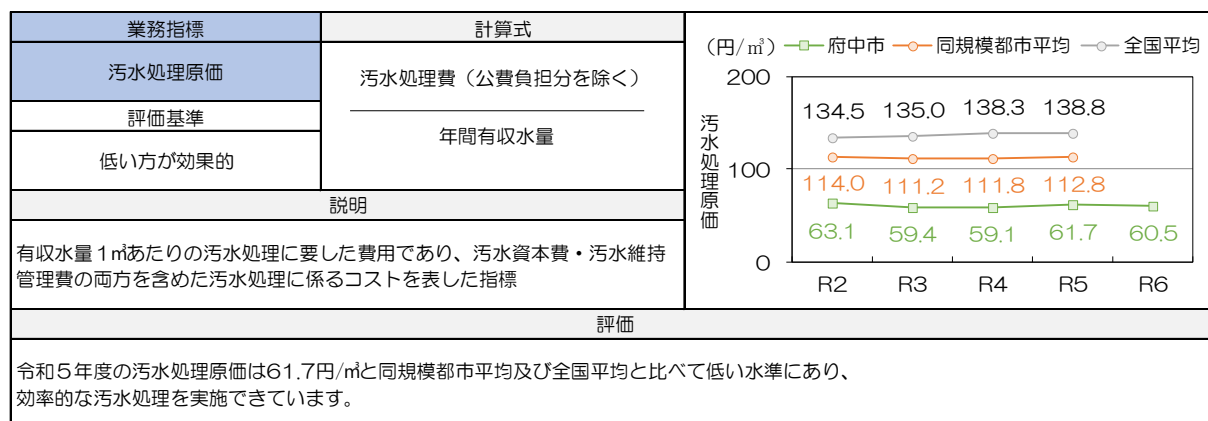
(ウ) 流動比率



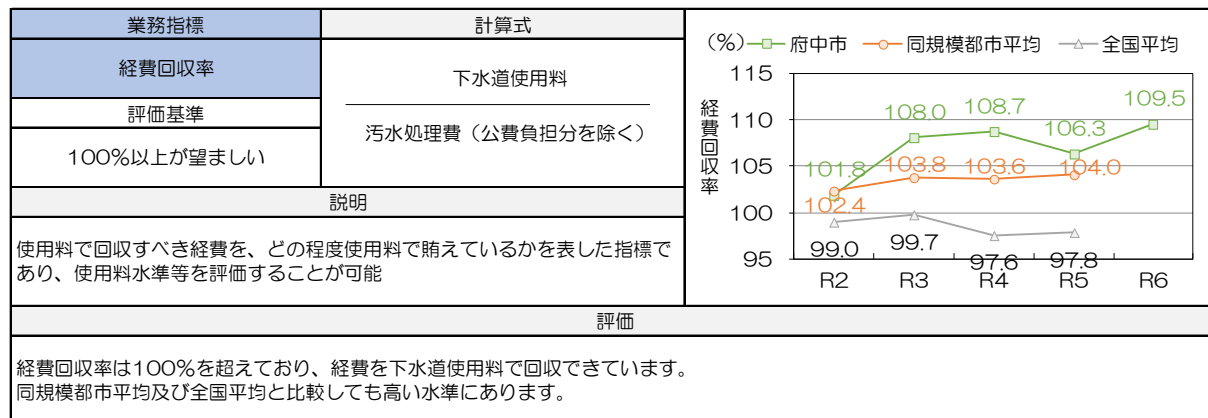
(工) 企業債残高対事業規模比率



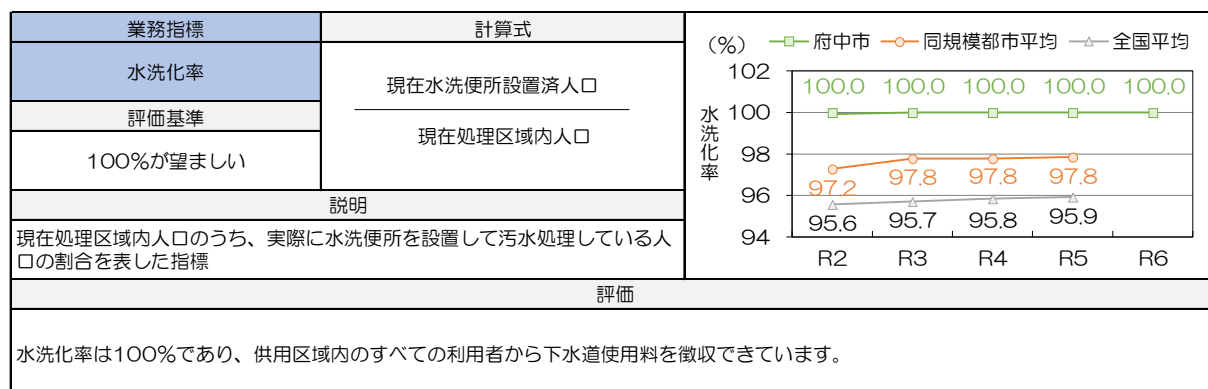
(才) 汚水処理原価



(力) 経費回収率



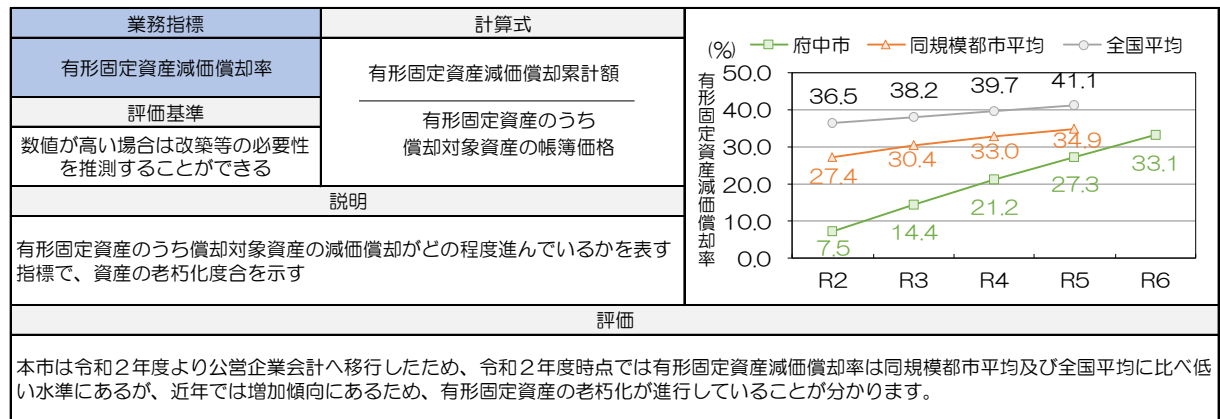
(キ) 水洗化率



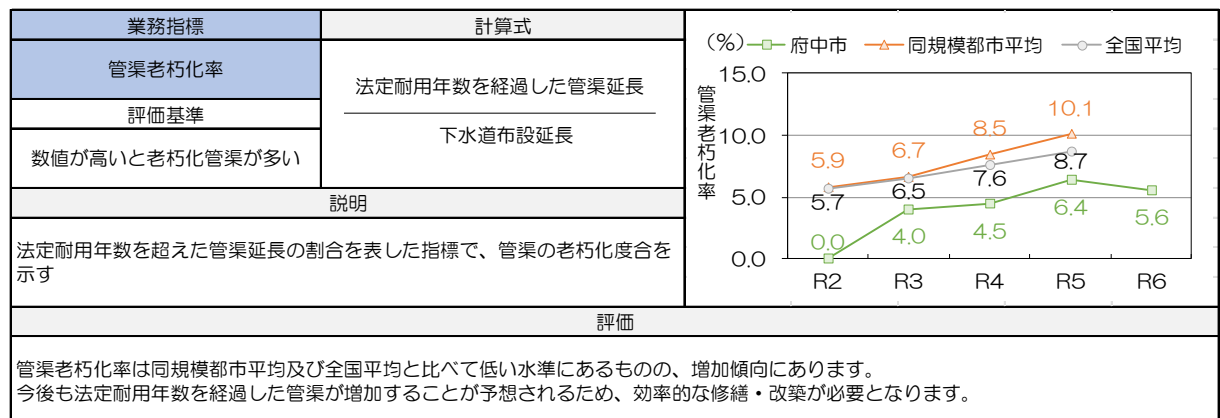
2) 老朽化の状況

施設の老朽化に関する指標について同規模自治体平均及び全国平均との比較結果を次に示します。

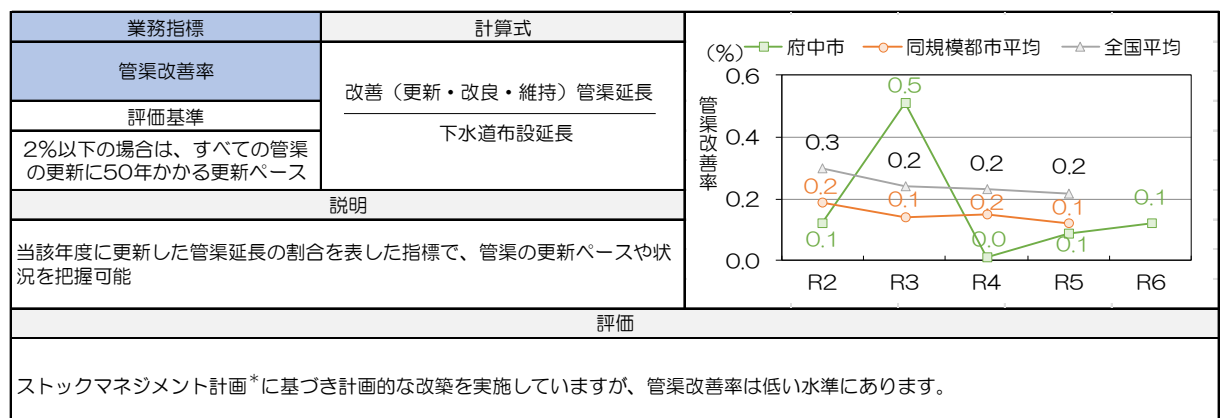
(ア) 有形固定資産減価償却率



(イ) 管渠老朽化率



(ウ) 管渠改善率



3. 今後の課題

これまでの検討内容から、本市下水道事業の経営課題として次の事項が挙げられます。

●人口・水量の減少への対応

本市の人口は現在、横ばいもしくは増加傾向にあります。「府中市第7次総合計画」の人口予測によれば、令和12年度までは人口が増加する見通しですが、その後は減少傾向に転じると予測されています。

下水道使用料の対象となる有収水量は人口に比例するため、将来的には使用料収入の減少が見込まれます。このため、収入の減少に対応するための対策や、収入増加に向けた取り組みが重要な課題となっています。

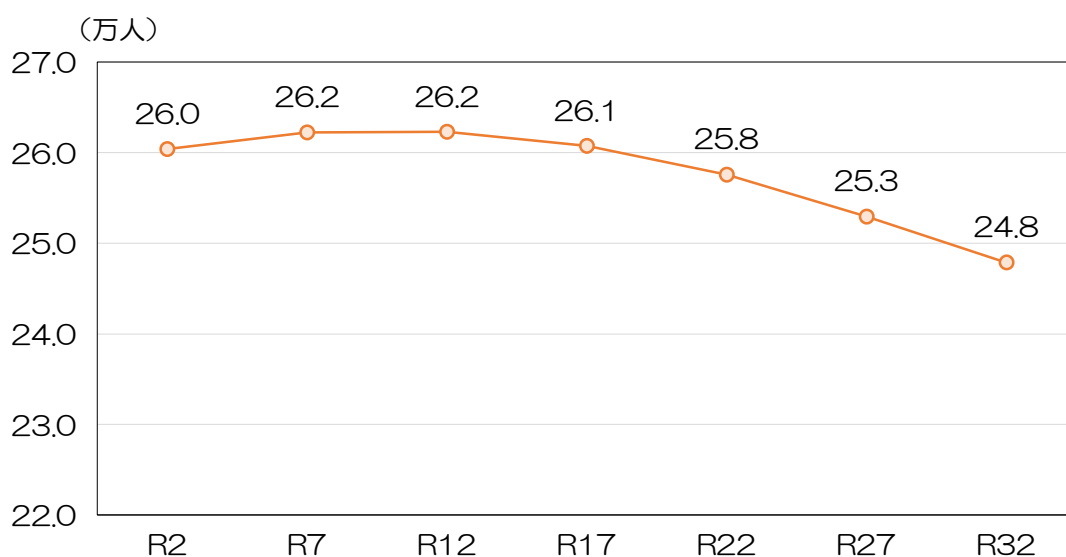


図 3-1 行政人口の見通し

●下水道の機能維持の必要性

本市の下水道事業は、昭和39年に建設事業を開始して以来、50年以上が経過しています。下水道管路施設の法定耐用年数は50年とされているため、今後は老朽化した施設が増加することが予測されます。

また、下水道施設は市民の生活に欠かせない重要なインフラであり、地震や大規模降雨による浸水被害などの災害が発生した場合でも、その機能を確保することが求められます。そのため、老朽化対策や災害に強い施設の構築など、持続可能な下水道施設を維持するための取り組みを進めていくことが必要です。

●維持管理等のコスト増への対応

近年の物価および労務単価などの急激な上昇により、本市における管渠費やポンプ場費などの維持管理費が増加しています。また、今後は流域下水道維持管理負担金の増加も見込まれています。流域下水道は、これまで維持管理コストの削減やこれまでの利益剰余金を活用するなど企業努力により維持管理負担金単価の見直しを先送りしていましたが、近年では経営状況は赤字基調となっています。このような状況を鑑み、流域下水道では安定した事業運営に向け、物価上昇に対応するため維持管理負担金単価の見直しを検討しています。維持管理負担金単価の改定により本市下水道事業では、更なる費用増加が懸念されています。

こうした状況の中で、下水道事業の健全な経営を維持していくためには、増加するコストへの対策が求められます。効率的な維持管理の推進や費用削減の取り組み、収入増加策の検討など、持続可能な経営基盤を確立するための具体的な対応が必要です。

●執行体制の確保

全国の下水道事業は、近年の人口減少に伴い職員数が減少傾向にある一方で、老朽化対策や災害対策、下水汚泥の有効活用、脱炭素など、実施すべき施策が多く存在しています。

本市の下水道事業においても同様の傾向が見られ、建設事業のピークである昭和50年代では約50名の職員が在籍していましたが、建設から維持管理の時代への移行に伴い、職員は減少し令和7年10月現在の職員数は16名となっています。

一方で、老朽化施設への対応や災害対策など、市民の生活を支えるために実施すべき施策は多岐にわたっており、今後もこれらの課題に対応しながら事業を継続していく必要があります。そのため、限られた人員の中で効率的かつ効果的に事業を推進するための執行体制の強化が求められます。職員のスキル向上やDXの推進による業務の効率化、官民連携など、持続可能な運営体制の構築が重要な課題となっています。

4. 経営の基本方針

4-1 府中市下水道の基本理念

本市では、令和2年4月に策定した下水道マスタープランにおいて、施設の老朽化や地震・浸水などが頻発し、災害や環境に対するリスクが高まっていることを踏まえて、市民の重要な財産である下水道をこれからも持続して運営していくために、本市下水道が目指すものとして、次のことを挙げています。

- ・安全で安心なまちづくりを進めること
- ・災害に強いまちづくりを進めること
- ・自然環境に配慮すること
- ・市民との協働を進めること
- ・これからも50年、100年と安心して下水道を使い続けられること

これらを勘案し、本市下水道が目指す姿としての基本理念を掲げています。

【府中市下水道の基本理念】

“暮らしと歩む 下水道 これまでも これからも”

府中市の下水道は、まちづくりと連携し、安全・安心で、快適なまちを未来につないでいきます。

4-2 基本方針と具体的な施策

本市の下水道は、基本理念を踏まえ、「Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて」、「Ⅱ 良好な環境づくりに向けて」、「Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて」の3つの基本方針を掲げます。

府中市下水道の基本方針

Ⅰ 安全で安心なまちづくりに向けて

- 1 老朽化施設の改築更新
- 2 震災時にも機能を維持するための地震対策
- 3 雨水排水機能の維持管理

Ⅱ 良好な環境づくりに向けて

- 1 合流式下水道の改善
- 2 広域的な視点による汚水処理

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

- 1 下水道の財政見通しと経営基盤強化
- 2 未来に向けた下水道の適正管理
- 3 市民との協働

I 安全で安心なまちづくりに向けて

(1) 老朽化施設の改築更新

●主な施策

1) スtockマネジメントの実施

事故発生危険度（老朽度や管種など）と事故影響度（軌道下・緊急輸送路など）を考慮し対策優先度の高い地区、重要な幹線等から順次、管路の詳細調査を実施し、その状態に応じた計画的維持管理・改築を実施します。

点検・調査を実施する際には、新技術を積極的に導入することにより、業務の効率化を図るとともに、点検・調査で得られた下水道施設の劣化状況、修繕内容等の情報はデータベース化し、今後の点検・調査計画、修繕・改築計画に反映させる維持管理情報を起点としたマネジメントサイクルを確立します。

また、点検・調査結果から、修繕・改築の必要性や優先順位等の基本方針、改築方法・時期・費用等の実施計画を取りまとめた府中市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設や押立ポンプ場の修繕・改築を実施することで、施設全体のライフサイクルコスト*の低減や事業量・事業費の平準化を図ります。

なお、埼玉県八潮市の道路陥没を受けた「全国特別重点調査」の結果等を踏まえながら、国から新たな管路マネジメントの方針が示されることを想定し、ストックマネジメント計画とも整合性を図りつつ、下水道幹線等に着目した新たな更新計画の策定を検討します。

(2) 震災時にも機能を維持できるための地震対策

●主な施策

1) 下水道耐震化計画の策定

本市では、下水道施設の被災危険度と被災した場合の影響度を考慮し、施設の対策優先度を設定し、『防災（施設の耐震化）』、『減災（被害の最小化）』、『被災後の業務継続性確保（BCP）』の3つの視点で策定した「下水道総合地震対策計画」について策定しています。「下水道総合地震対策計画」は平成23年度に第Ⅰ期計画を策定し、平成28年度に第Ⅱ期計画、令和2年度に第Ⅲ期計画を策定しました。

なお、令和7年度末には、第Ⅳ期計画が策定されます。

2) 下水道施設の耐震化（重要施設）

令和6年に発生した能登半島地震では、浄水場や下水処理場及びそれらに直結した管渠等が被災することにより、被害が広範囲に及ぶとともに長期化しました。災害に強く持続可能な下水道システムを構築するため、急所施設や避難所等に接続する下水道管路等について、優先的に対策を実施します。

3) 改築事業と連携した耐震事業の実施

改築時には、耐震性能を有する更生工法の採用やマンホール浮上防止対策の実施など、地震対策と併せた効率的な改築を実施します。

4) 危機管理体制の充実・強化

被災時の被害の最小化、最低限の処理機能の確保と応急復旧を図るため、市内の事業者団体や広域的な関係団体との間で、「災害時維持修繕協定」を締結して、危機管理体制を整えています。また、「府中市下水道 BCP」を適宜見直し、災害時における下水道業務の継続性を確保するよう努めます。

(3) 雨水排水機能の維持管理

●主な施策

1) 都市下水路の修繕・改築事業

都市下水路の劣化状況を的確に把握したうえで、計画的に修繕・改築を実施するとともに、各都市下水路の吐き口（樋門・樋管）の修繕・改築を実施します。

また、雨天時の流水状況を適宜把握することで、雨水排除機能を確保します。

2) 土砂などの汚泥深調査

都市下水路や下水道管渠は、雨水に混じり土砂等が流入します。流入した土砂は、内部に堆積し流下機能を阻害します。そのため、定期的に都市下水路や下水道管渠の内部を調査し、土砂堆積等がある箇所については清掃する等の適切な維持管理を行うことで、雨水の排除機能を維持します。

3) 浸透施設の設置

都市下水路や下水道管渠に流入する雨水の量を減らすことで、浸水対策に寄与するために、市民や開発事業者等※と連携を図りながら、浸透施設の設置を推進していきます。

※都市計画法第 29 条に基づく開発行為及び府中市地域まちづくり条例に該当する開発事業者等が対象。

4) 内水浸水想定区域図の作成

気候変動の影響による局地的な短時間降雨や台風などの大雨により、浸水の危険性がある地域を整理した内水浸水想定区域図を作成し、公表します。

II 良好な環境づくりに向けて

(1) 合流式下水道の改善

●主な施策

1) 貯留施設の維持管理

野川処理区において雨天時に未処理で公共用水域に放流される汚濁負荷量を減らすため、下水の一部を一時的にためておき、晴天時に処理場へ送水するための貯留施設について適切な維持管理を実施します。

2) 浸透施設の維持管理

下水道管渠に流入する雨水の量を減らすために、合流式下水道緊急改善計画に基づき設置した浸透施設について適切に維持管理を実施するとともに、引き続き浸透施設

の設置について、市民や開発事業者等に協力をお願いしていきます。

3) モニタリングの実施

これまでに行ってきた合流改善対策や今後実施する対策による効果を把握するため、雨水吐で水質調査を実施します。

(2) 広域的な視点による汚水処理

●主な施策

1) 下水道関連計画の見直し

都が策定する「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が変更され、調布基地跡地に整備予定であった野川水再生センターが計画上廃止となり、同水再生センターへ流入予定であった、本市内で発生する汚水の処理先が変更となりました。

汚水が流入する処理区の変更に伴い、汚水処理に関する基本方針を定めた全体計画をはじめとする、各種計画の見直しに着手します。

2) 汚水の処理先変更に伴う施設整備

野川水再生センターの廃止による汚水の処理先の変更に伴い、都は幹線管渠とポンプ場の建設を予定しており、本市も負担金として、新たな負担が生じることが見込まれます。

Ⅲ 未来へつなぐ下水道経営に向けて

(1) 経営基盤強化

●主な施策

1) コスト縮減への取組

管渠老朽化対策や地震対策等の建設事業は、緊急性や重要度、劣化状況及びライフサイクルコスト等を考慮し、計画的に実施することにより、事業量や事業費の抑制に努めるとともに、新技術を積極的に取り入れ、より効率的・効果的な建設・改築方式の採用に努めます。

維持管理については、過去の調査や補修履歴等のデータを活用した予防保全的維持管理により効率化を図り、維持管理費の増大を予防していきます。

取付管*の補修工事では道路事業と共同で実施することで、工事の効率化を図り、コスト縮減や工期短縮を図ります。

また、雨水浸透施設の設置促進により、公共用水域への未処理下水の流出や水再生センターで処理される下水の量を削減することが可能となり、維持管理費の削減に繋がることが期待されます。

2) 収入確保への取組

今後は人口減少と節水型社会の進行等に伴い、使用料収入は減少する見通しであり、その結果、将来的に資金不足が生じる予想となっています。

下水道事業を運営していくための資金を確保するために、国や都からの補助金を最

大限活用する方針としたうえで、汚水私費・雨水公費の原則のもと、適正な費用負担を求めていく観点から、定期的に下水道使用料の在り方を検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて、下水道使用料の改定を行う方針です。

そのほか、下水道事業が管理する基金や内部留保資金*等については、適正に管理・運用し、利息収入等を確保する等の取り組みを行います。

マンションやビルなどの建設工事に伴う地下からの湧水についても、公共下水道に排出する際に使用料収入を徴収し、収入を確保します。

また、下水道使用料などの徴収漏れが生じないように、委託先との連携を図ります。

3) 資産の有効活用・整理

下水道資産は、下水道管渠約 767 k m、公共下水道用地約 1 万 9000 m²を有しています。既に、下水道管渠内などに通信線の占用を認めており、占用料を徴収していますが、今後も積極的に資産を活用することにより財源の確保に努めます。

また、本市では開発に伴う新設管を布設していますが、劣化が進行し機能していない管渠やほとんど使用されていない管渠などは撤去する等、資産を適切に管理し維持管理費の削減を図っています。

4) 官民連携事業の推進

全国的に職員の減少、老朽化施設の増加、使用料収入の減少が進むことが予測されるため、「ウォーターPPP」の導入を検討し、事業の効率化を図ります。

ウォーターPPPの概要

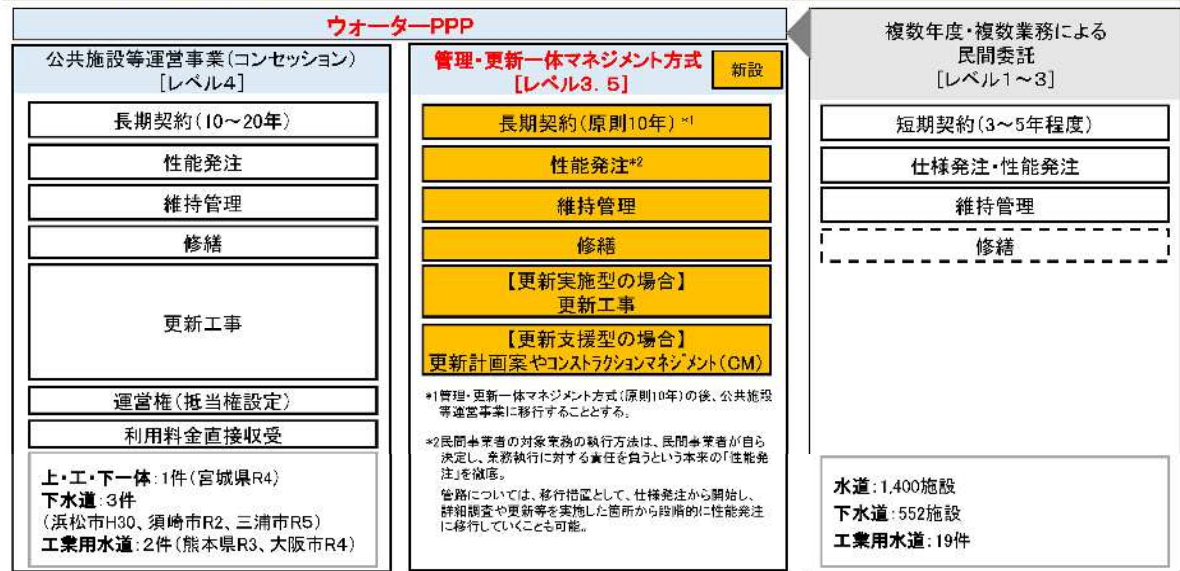
○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



出典：内閣府資料（PPP/PFI*推進アクションプラン（令和5年改定版）の概要）

5) 組織体制の見直し

今後、老朽化対策等が本格化するのに対応するために、遅滞なき事業の推進が図れるように、適正な規模の職員数を確保するとともに、他部署や民間企業とも連携することで、組織運営の効率化を図ります。

また、技術面においては、事業の全盛期に最前線で活躍していた技術職員が退職し、豊富な知識や経験を有する職員が少なくなっていく中、安定した下水道事業を発展していくために必要な人材育成・技術継承に努めます。

6) 広域化・共同化・最適化への取組

平成 27 年 5 月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場として協議会制度が創設され、平成 30 年 1 月には、国から各都道府県に対し、速やかに管内の市町村等と共に検討体制を構築し、「広域化・共同化計画」を策定するように要請があったところです。

このような中で、令和 4 年に「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画」が作成され、本市の下水道事業の広域化・共同化に関する取組方針について検討しました。

本計画に基づき各種システムの共同運用、水質検査の共同実施、情報交換会の開催等を行い、事業の効率化、執行体制の強化を図ります。

(2) 未来に向けた下水道の適正管理

●主な施策

1) 巡回・点検による予防保全

適正なサイクルを踏まえた定期的な巡回・点検により、施設の異常や劣化状況を把握し、道路陥没等の事故や故障による機能不全を未然に防ぎます。

2) 緊急修繕への対応

ラード等による管渠の閉塞や、押立ポンプ場の機器不良による一時的な下水道機能の停止が発生した場合等、不測の事態が発生した場合に緊急的な修繕を実施することで速やかな下水道機能の回復に努めます。

3) 維持管理情報の一括管理

管内点検・調査結果や、事故発生履歴など、管路施設の状態把握や劣化度想定（健全度判定）に有用な情報を下水道台帳等と一元管理し、維持管理の効率化により改築事業などへの有効活用を図ります。

4) 他部署などとの連携

取付管の修繕工事では、道路事業と共同で行うことで工事の効率化を図り、コスト縮減に努めます。

（３）市民との協働

１）「見える下水道」の推進

①広報機能及び情報公開の充実

市民に分かりやすい情報を提供し、下水道を身近に感じ、より理解を深めることができるように、市のホームページや広報誌への下水道関連情報の充実を図ります。

②インターネットによる情報提供の推進

市民や関係者の方々が、インターネットを通じて、情報をいつでも入手できるように、インターネットによる情報提供の推進を図ります。

③広報関連イベント及び学習機会の充実

広報関連イベントへの参加や学習機会の充実を図り、市民の下水道への関心・理解が高まるように努めます。

２）市民との連携

①相談窓口の充実

市民や関係者に対応する窓口を充実させ、相談しやすい環境を構築します。

②市民と連携した取組の推進

本市では、今後も下水道事業を推進していきますが、よりよく下水道を利用いただき、下水道サービスを更に向上させるため、市と市民が連携した取組を進めていきます。

5. 将来の事業環境

5-1 人口と水量の見通し

5-1-1 行政人口・有収水量の見通し

本市では、まちづくりの指針として、令和4年3月に「第7次府中市総合計画」を策定し、後期基本計画（令和8～11年度）を公表する方針です。

その中では、本市の総人口の将来見通しを検討しており、下水道事業の経営戦略においても、上位計画との整合を図る観点から、後期基本計画での推計値を基に、将来の各種人口の推計を行っています。

その結果、50年後の令和56年度（2074年度）には、本市の行政人口は約21万5,000人となり、令和5年度から約4万1,000人減少する見通しです。

また本市では、少数の未接続世帯が存在していることから、下水道に接続する水洗化人口については、それを見込んだ設定としています。

有収水量については、少量利用者からの排水量は水洗化人口の動向に連動する設定とし、大量排水者からの排水量は、近年の動向も鑑み、将来も固定としています。

総処理水量については、不明水等が含まれる水量の比率を実績から算定し、有収水量に乗じて算定しています。

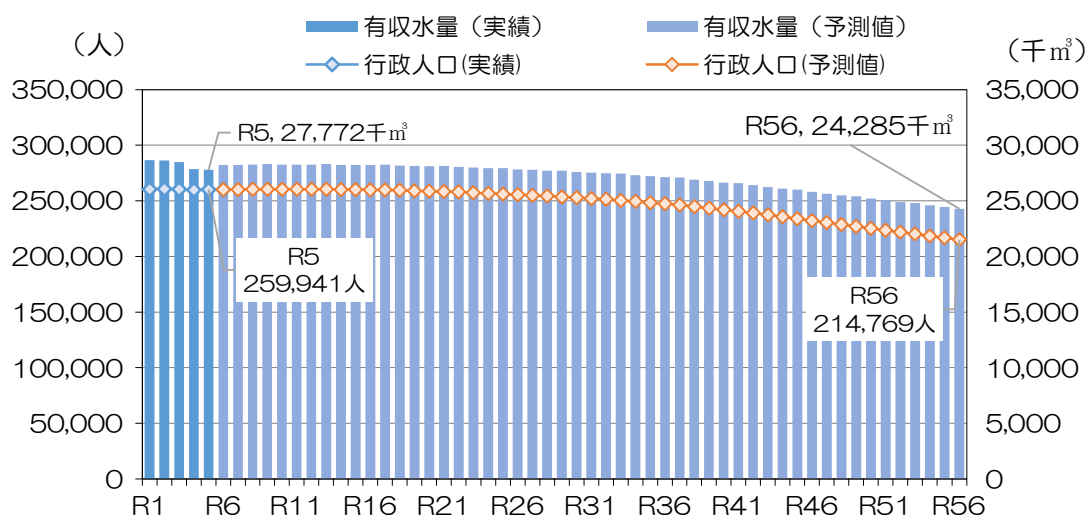


図 5-1 行政人口・有収水量の見通し

5-1-2 使用料収入

使用料収入については、現行の使用料体系を維持した場合、有収水量の減少に伴い、年々減少し、50年後には約16億円と、約3億円減少する見通しです。

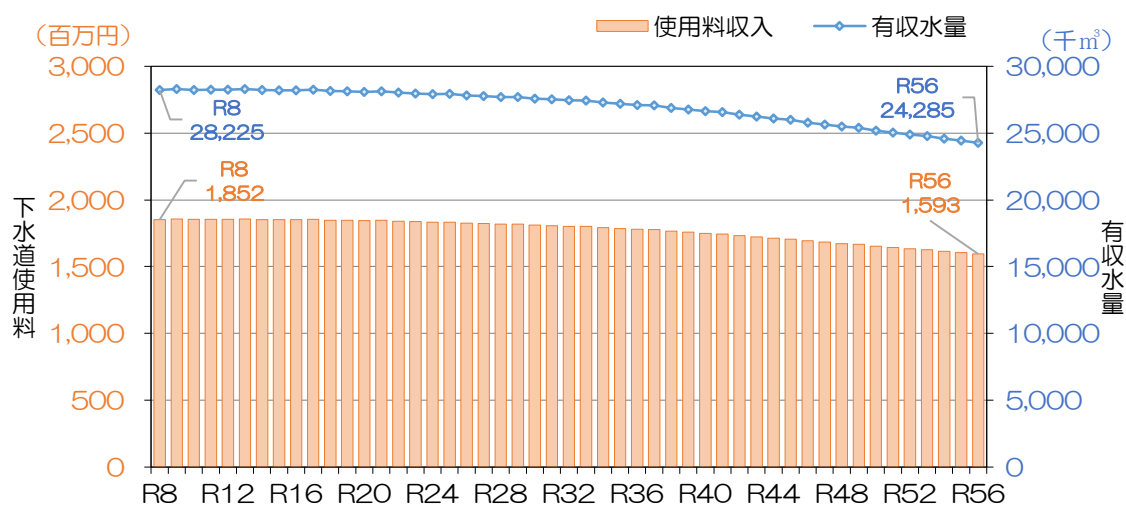


図 5-2 使用料収入の見通し

5-2 施設の見通し

5-2-1 施策の実施

(1) 老朽化対策の推進

本市の管路施設は老朽化が進んでおり、今後も下水道としての機能を維持するために、適宜改築・更新を推進することが必要となります。

本市ではストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの適正化、事業量や事業費の平準化を図りながら事業を推進していきます。

押立ポンプ場についても、機械・電気設備を中心に、劣化した施設の改築・更新を随時実施していきます。

(2) 施設の耐震化

管路施設については、耐震性能を満たしていない管路施設について、可とう化*等の耐震化を実施します。

(3) 雨水対策

都市下水路について、改築事業を実施する必要があります。

(4) 流域幹線の整備

東京都の整備計画に基づき、整備に対する流域下水道建設・改良負担金を見込んでいます。

5-2-2 事業費の見通し

(1) 建設改良費

建設改良費は約17～18億円/年で推移する見通しです。建設改良費のうち、「老朽化施設の更新」が大きな割合を占めており、老朽化対策が本格化する令和9年度以降、約13億円/年を見込んでいます。次いで「広域的な視点による汚水処理」が約3～4億円見込んでいます。これは流域下水道建設負担金が主な支出となります。

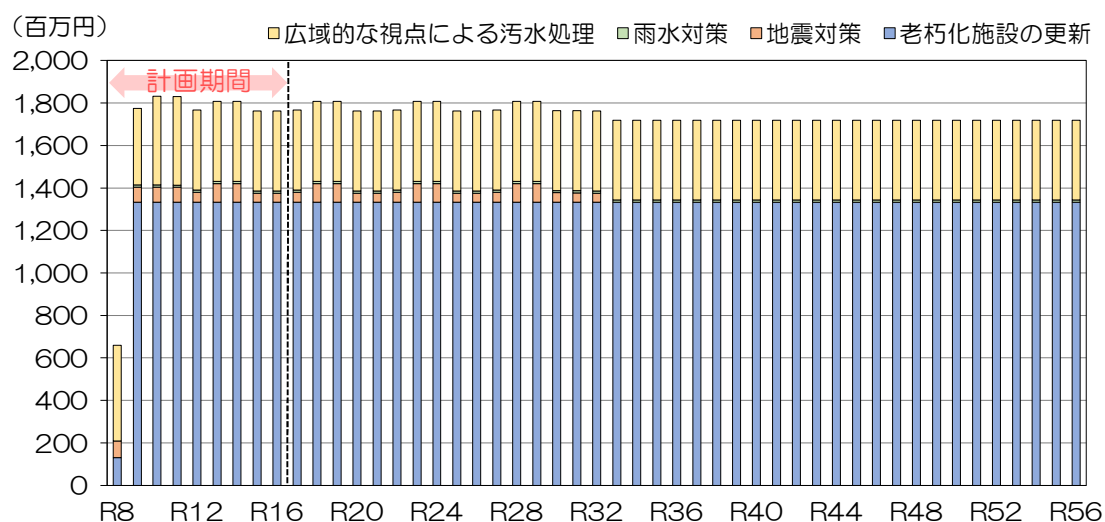


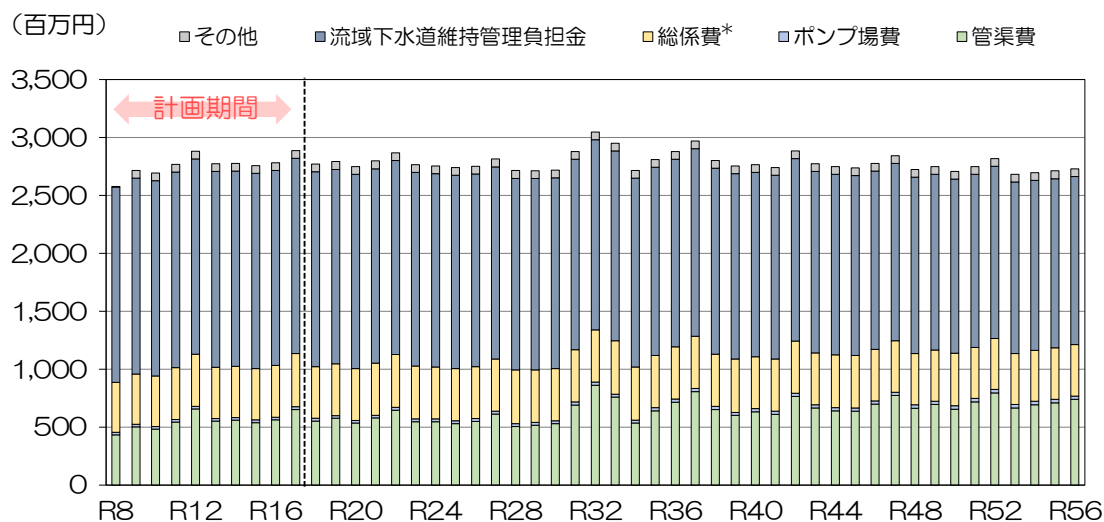
図 5-3 建設改良費の見通し

表 5-1 計画期間における概算事業費

施策名	内容	概算事業費 (R8～R17)
老朽化施設の更新	ストックマネジメント計画に基づく 管渠及び押立ポンプ場における施設の 更新	121億円
地震対策	総合地震対策計画に基づく耐震性能が 不足している施設への対策工事	7億円
雨水対策	都市下水路の改築	1億円
広域的な視点による汚水処理	流域下水道建設・改良負担金 都への工事負担金	39億円
合計		168億円

(2) 維持管理費

下水道施設の維持管理費については、令和7年度予算額を基に、物価上昇等を加味して算定しているのに加えて、一定の頻度で計画策定等の臨時的な支出を計上していることから、時折支出が多い年度が発生します。また、流域下水道維持管理負担金については維持管理負担金単価に処理水量を乗ずることにより算定していますが、維持管理負担金単価は都の流域下水道の維持管理収支悪化により、令和8年度以降に市町村負担の見直しが検討されているため、維持管理負担金単価を都が提示した54.241円（税込）に設定したものを見込んでいます。



(3) 資本費

現有資産に対する減価償却費は今後減少するため、資本費は減少傾向になりますが、令和9年度より管路施設の改築事業が本格化することに伴い減価償却費及び利息は増加する見通しです。

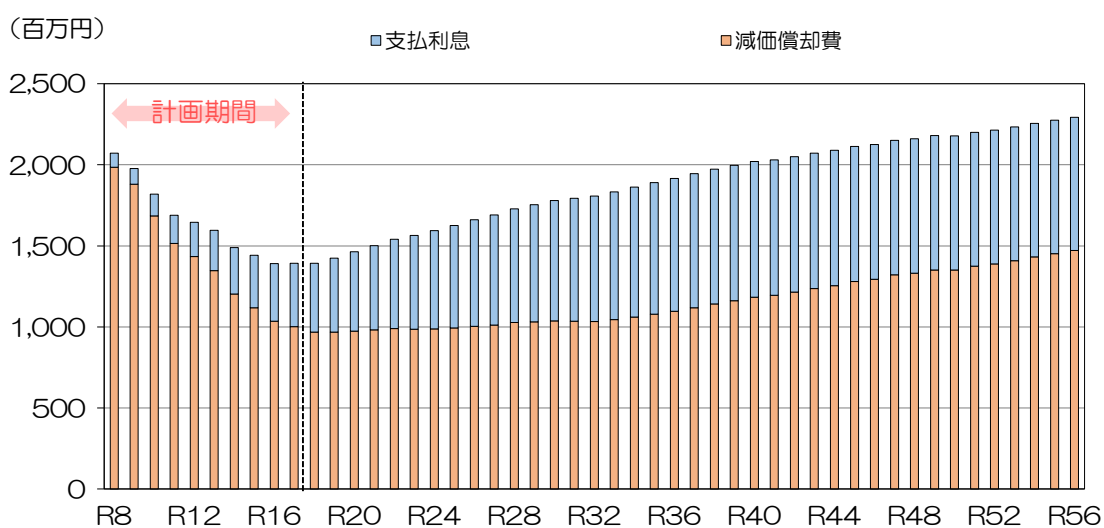


図 5-5 資本費の見通し

5-3 執行体制の見通し

今後は、老朽化対策等の様々な施策を遅滞なく実施するために、市内他部署や民間企業等とも連携をしながら、下水道事業を遂行するための組織体制の強化を図ります。

また下水道職員の減少による執行体制の弱体化に対し、国が推進する民間企業と連携し、施設の管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携手法である『ウォーターPPP』について導入を検討します。

6. 投資・財政計画の策定

6-1 投資・財政計画の目的

投資・財政計画は近年の社会情勢や本市下水道事業の実績・今後の予定等を考慮した収支計画のことです。今回策定する投資・財政計画は、今後実施予定である老朽化対策、地震対策、物価上昇等の財政負担を見据え、収入と支出のバランスを適切に保ち、事業運営の安定性を確保するために必要な財源の方針を設定し、経営戦略における投資・財政計画に反映することを目的としています。

6-2 投資・財政計画（現状維持）

6-2-1 収益的収支

収益的収支における損益は令和11年度まで黒字を維持しますが、その後維持管理費の増加や長期前受金戻入の減少により、赤字に転じる見通しです。

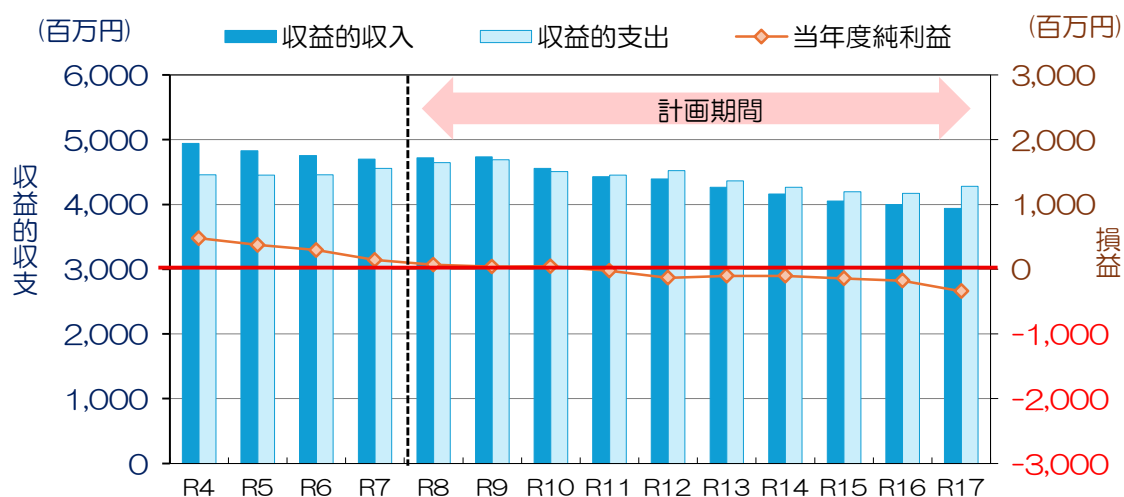


図 6-1 収益的収支（現状維持）

6-2-2 資本的収支

令和9年度より管路施設の改築が本格化することから、建設改良費が増加します。建設財源の多くは企業債で賄っており、資本的収支不足額は内部留保資金で賄います。

内部留保資金残高は令和8年度までは微増傾向にありますが、その後は横ばい傾向となります。

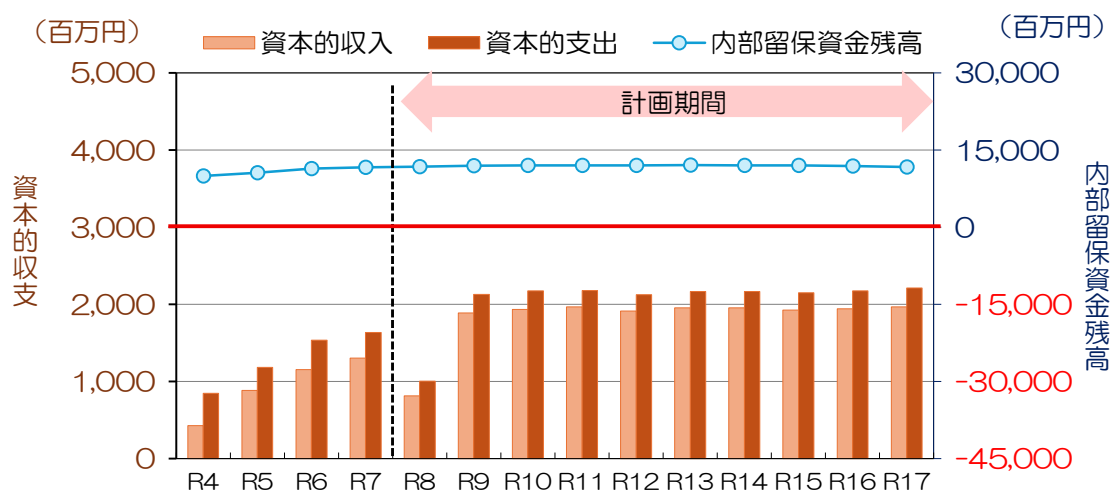


図 6-2 資本的収支（現状維持）

6-2-3 経費回収率

汚水処理費は物価上昇や流域下水道維持管理負担金等の維持管理費の増加、支払利息等の資本費の増加により今後増加することが見込まれますが、使用料収入は人口減少に伴い減少傾向となる見通しです。そのため、経費回収率は令和7年度から100%を下回り、その後、年々低下していく見通しとなりました。

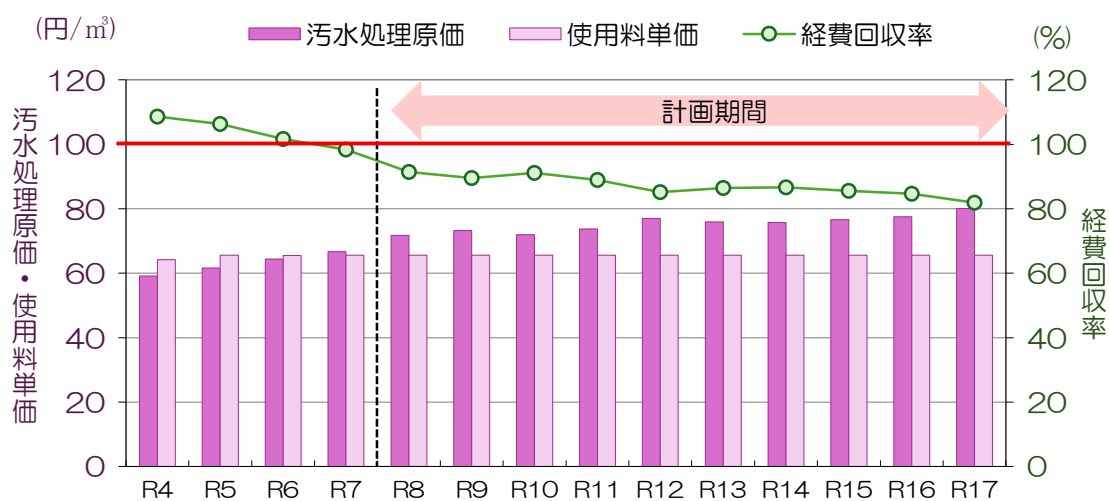


図 6-3 経費回収率（現状維持）

6-2-4 企業債残高

令和9年度以降改築事業が本格化することから、毎年度約15億円の借入が見込まれます。借入額の増加により企業債残高も増加傾向となり、令和17年度では約180億円となる見通しです。

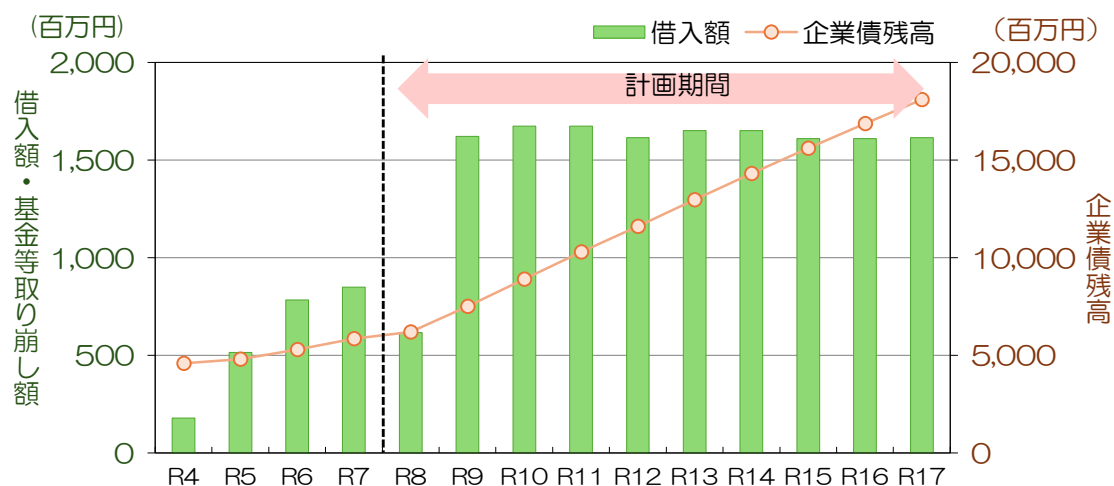


図 6-4 企業債残高（現状維持）

6-2-5 一般会計繰入金

基準内繰入金は主に雨水処理負担金や高度処理費*等の公費負担分に対する繰入金であり、基準外繰入金*は企業債償還金に対する繰入金です。将来的には減価償却費や企業債償還金が増加することが想定されますが、「現状維持型」では一般会計繰入金15億円の一定額を見込んでいます。

令和8年度から基準内・基準外繰入金の算定ルールを見直すことから、基準外繰入金が増加しています。

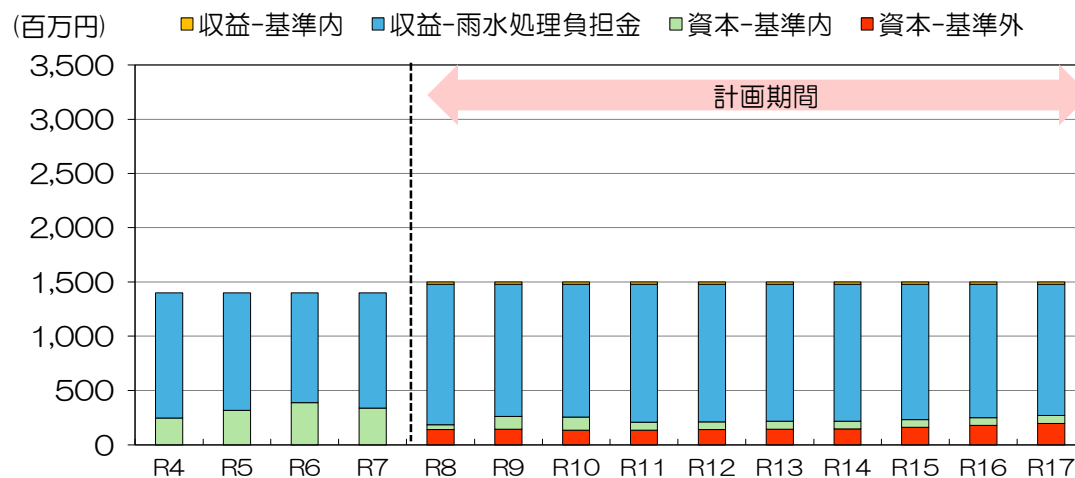


図 6-5 一般会計繰入金（現状維持）

6-2-6 経営面における課題

現状維持型の投資・財政計画により、本市下水道事業の経営面における今後の課題を次に示します。

経費回収率の悪化

経費回収率については、令和7年度以降、本来達成すべき水準である100%を下回る見込みです。経費回収率の悪化は、流域下水道維持管理負担金の増加が大きな要因です。流域下水道維持管理負担金単価は、昭和57年度以降、実質的に負担金単価を維持してきましたが、物価高騰の影響により単価を改定することが見込まれており、本市では収益的支出の大きな割合を占めている流域下水道維持管理負担金の増加が、経費回収率の悪化に繋がるものと想定されます。

資金残高の不足

資金残高についても、50年後には残高が大きく不足し、事業の継続が困難となるという結果になりました。経営戦略期間内では資金残高が不足することはありませんが、本市下水道事業を安定的に持続していくためには、今後増加する建設事業費や企業債償還金等に対する財源の確保が必要であると考えられます。

6-3 投資・財政計画（収支改善）

6-3-1 収支改善策

前項の課題から、次の収支改善策を検討しました。

対策①：下水道使用料の改定

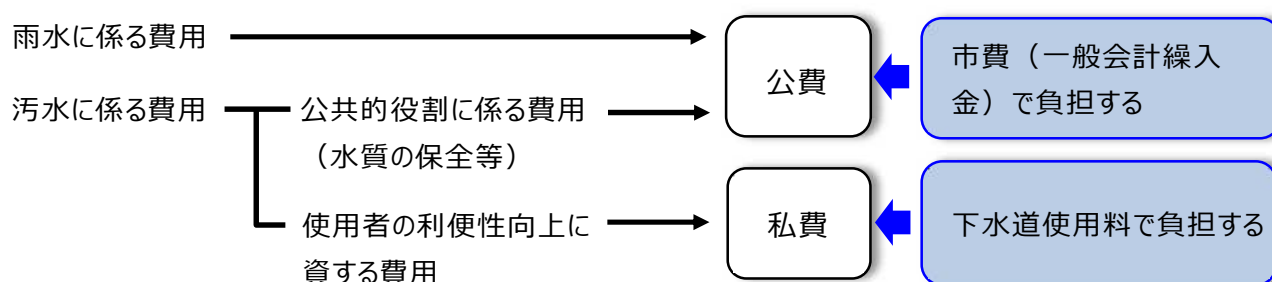
下水道使用料について検討するにあたり、次の考え方に留意する必要があります。

①独立採算制の原則

下水道事業は公営企業であり、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「独立採算制の原則」が適用される。

②雨水公費・汚水私費の原則

浸水被害軽減効果は広く市民に及ぶほか、自然現象は原因者の特定が不可能であることから雨水処理費は公費負担が原則となる。一方で、便益を享受する利用者が特定される汚水処理に関する経費は、私費（下水道使用料）で回収することが原則となる。



※経費回収率は私費（汚水処理費）が使用料収入でどのくらい賄えているかを示す。

図 6-6 雨水公費・汚水私費の原則の概念図

流域下水道維持管理負担金等の増加に伴い、経費回収率は本来目指すべき100%を下回り、悪化していく見通しです。適正な費用負担の観点から、速やかに改善することが必要であり、次の改定を見込むことにより計画期間において経費回収率100%以上を維持することができる見通しです。

なお、一般的な下水道使用料改定の頻度は「3～5年」とされていますが、今回改定を行う使用料体系は、中長期的な市民の負担を勘案して、令和17年度までの10年間適用するものとします。

表 6-1 下水道使用料改定の概要

改定時期	改定率
令和8年度	19.6%

対策②：基金・積立金の取り崩し

本市ではこれまでに将来の改築事業費に備え「府中市下水道施設改築基金」を積み立ててきました。

また、令和２年度から公営企業会計に移行してからは、基金と平行して「積立金」を積み立ててきました。

これらの残高は令和６年度時点で約１０７億円になります。

今後は令和９年度より本格化する管路施設の改築に充当するため、企業債の増加が見込まれることから、企業債の借入額の抑制を目的に基金・積立金の取り崩しを行うものとなりました。

管路施設の改築が本格化する令和９年度以降、企業債の借入額は毎年度約１２億円程度となる見通しであり、借入額を半減させることを想定し、毎年度６億円ずつ、基金・積立金を取り崩す方針です。

ただし、緊急性を要する大規模な改築事業に着手する必要がある場合には、基金・積立金を活用し柔軟に対応します。

対策③：一般会計繰入金の見直し

下水道事業に係る維持管理費と資本費（支払利息、減価償却費など）についての財源の考え方は以下のとおりです。汚水処理費については、下水道使用料で賄うことが原則ですが、一部費用については、総務省が定める『繰出基準*』に基づき、一般会計で負担することが認められています。

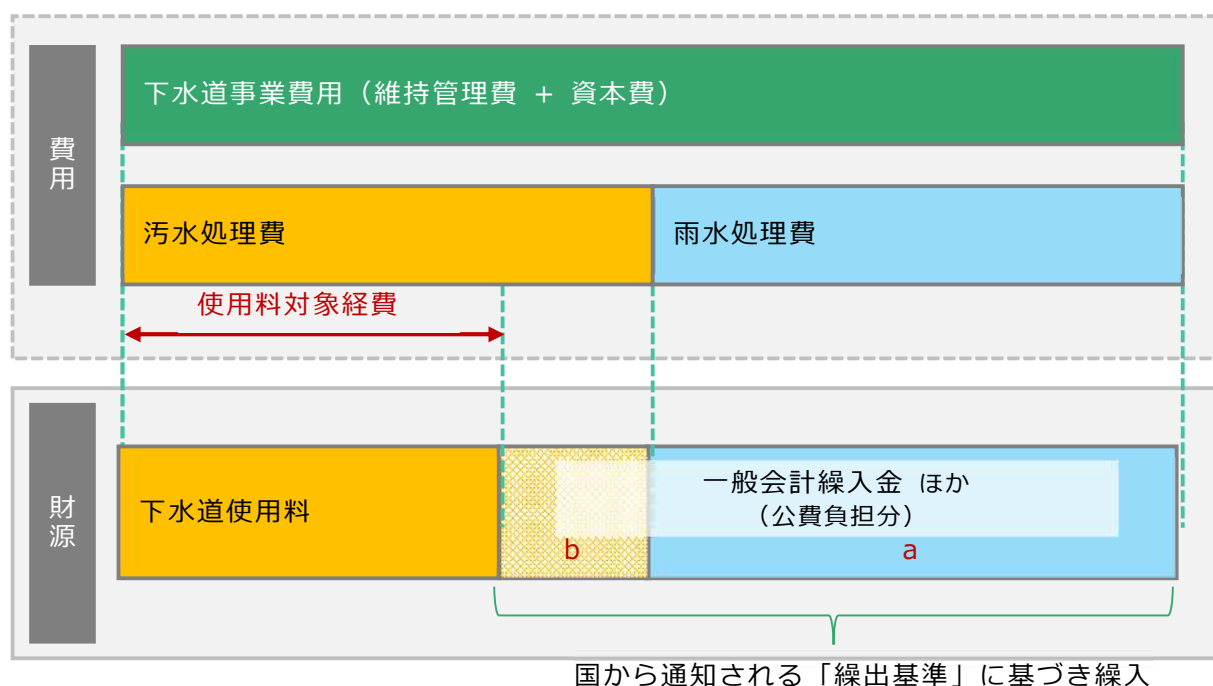


図 6-7 一般会計繰入金の考え方

これまでは、年当たり１５億円前後を推移していましたが、改築事業の本格化に伴い、従前の設定では財源が不足することが想定されています。今後は、一般会計で負担する額が増大する見通しです。

これらの対策を盛り込んだ投資・財政計画（収支改善）における各項目の動向を次頁より整理します。また、作成した投資・財政計画及び原価計算表を表 6-2 から表 6-4 に

示します。

6-3-2 収益的収支

下水道使用料の改定や一般会計繰入金の設定を見直すことで、必要経費分の繰入が可能となり、損益は黒字を維持することができる見通しです。

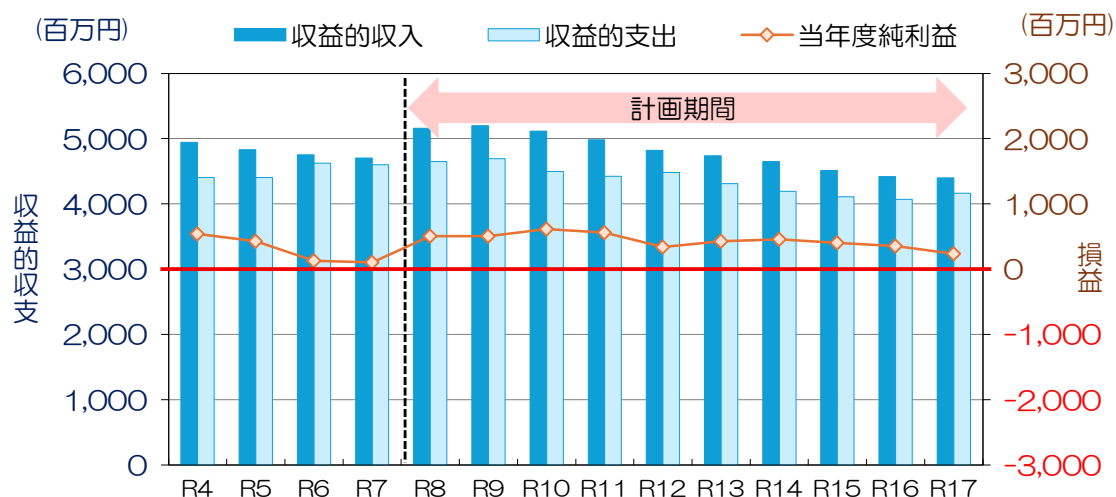


図 6-8 収益的収支（収支改善）

6-3-3 資本的収支

企業債の借入額が抑制されたことにより、資本的収入が減少しました。資本的収入の減少分は基金及び積立金である内部留保資金を活用し補填するため、現状維持の投資・財政計画に比べ内部留保資金残高は減少する見通しです。

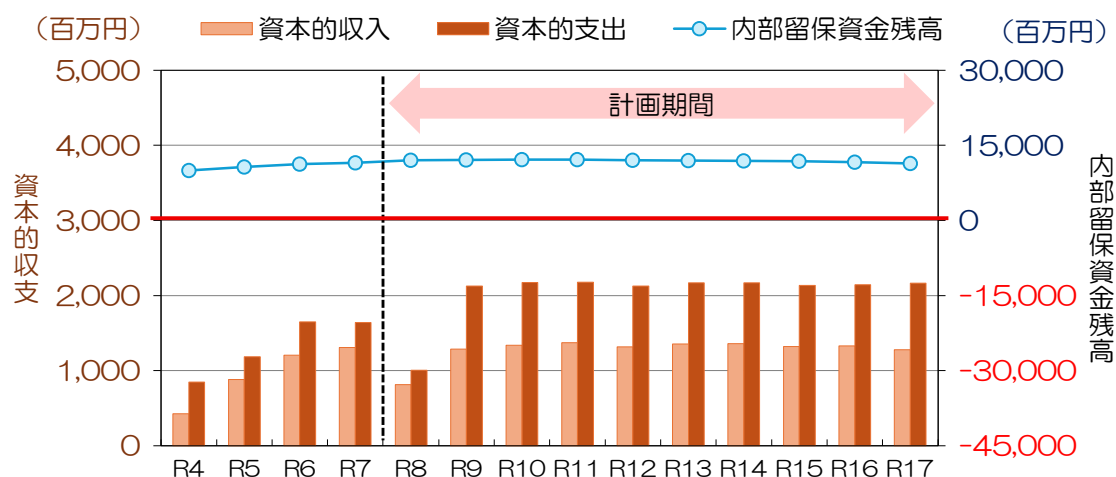


図 6-9 資本的収支（収支改善）

6-3-4 経費回収率

令和8年度に下水道使用料の改定を行うことで、経費回収率は100%以上を維持することができる見通しです。

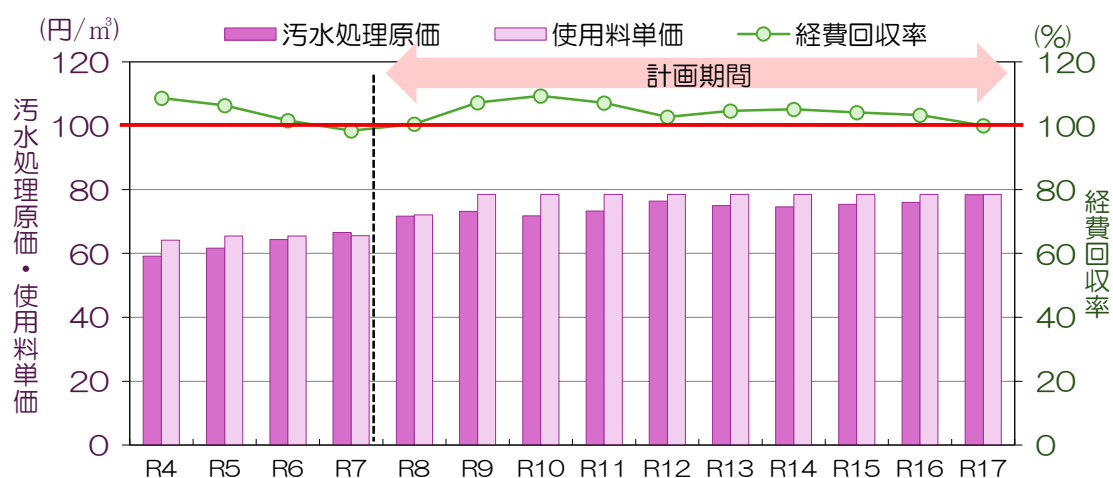


図 6-10 経費回収率（収支改善）

6-3-5 企業債残高

今後の建設事業費の財源は企業債が大きな割合を占めているため、将来世代への負担が大きくなることが予測されます。また、多額の企業債は支払利息が増加し、経営面への負担も増加するため、経営改善に向けて基金及び積立金を取り崩すことで企業債の借入額を抑制する方針としました。

企業債の取り崩しについては、令和9年度より管渠の改築事業が本格化することから、その財源として6億円/年取り崩す方針としました。これにより計画期間内において、企業債借入額を54億円削減することができる見通しです。

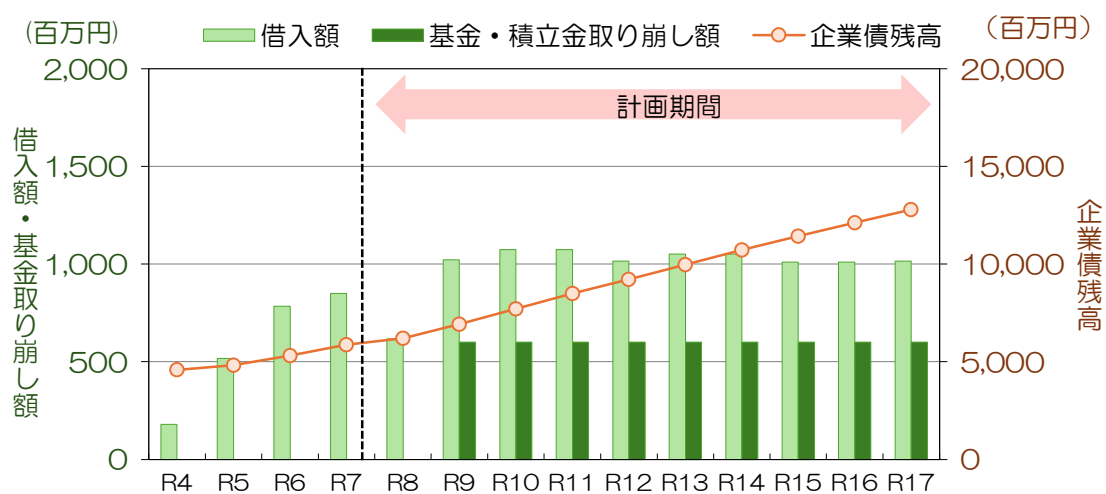


図 6-11 企業債残高（収支改善）

6-3-6 一般会計繰入金

収支改善策より総務省の「繰出基準」に基づく額を繰り入れますが、当面は現行と同規模の繰入額を維持することができる見通しです。

しかしながら、令和18年度以降は、減価償却費や支払利息の増加に伴い、基準内繰入金は増加する見通しです。

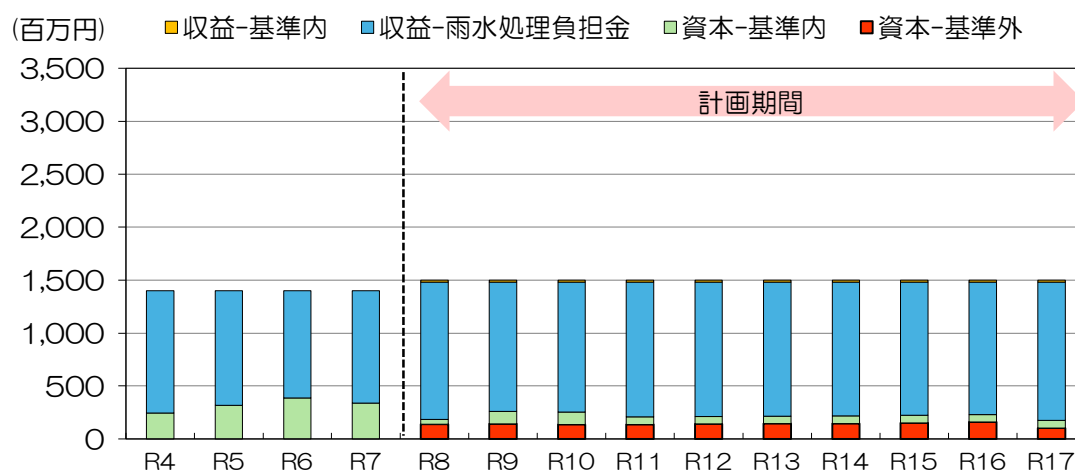


図 6-12 一般会計繰入金（収支改善）

表 6-2 投資・財政計画（収支改善）（1/2）

（単位：千円・税抜，％）

区 分		令和6年度 （ 決 算 ）	令和7年度 （ 予 算 ）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,876,824	2,919,023	3,336,637	3,446,476	3,446,458	3,494,523	3,490,633	3,490,726	3,483,867	3,476,199	3,468,135	3,529,903
	(1) 料 金 収 入	1,858,081	1,845,483	2,035,024	2,220,961	2,216,537	2,216,974	2,217,417	2,221,283	2,215,426	2,214,430	2,213,434	2,217,282
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	6,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金	1,013,572	1,061,554	1,296,237	1,220,139	1,224,545	1,272,173	1,267,840	1,264,067	1,263,065	1,256,393	1,249,325	1,307,245
	(4) そ の 他	5,171	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376
	2. 営 業 外 収 益	1,880,240	1,784,251	1,820,571	1,751,693	1,666,165	1,488,119	1,329,211	1,245,923	1,162,947	1,033,806	952,775	870,055
	(1) 補 助 金	18,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 補 助 金												
	そ の 他 補 助 金	18,000	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 負 担 金	0	0	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934	19,934
収 益 的 支 出	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	1,854,289	1,766,158	1,800,434	1,731,556	1,646,028	1,467,982	1,309,074	1,225,786	1,142,810	1,013,669	932,638	849,918
	(4) そ の 他	7,951	3,093	203	203	203	203	203	203	203	203	203	203
	収 入 計 (C)	4,757,064	4,703,274	5,157,208	5,198,169	5,112,623	4,982,642	4,819,844	4,736,649	4,646,814	4,510,005	4,420,910	4,399,958
	1. 営 業 費 用	4,337,382	4,493,217	4,564,648	4,595,784	4,379,249	4,283,966	4,318,317	4,123,499	3,983,699	3,879,423	3,819,746	3,892,751
	(1) 職 員 給 与 費	140,839	151,125	155,561	159,993	164,428	168,860	173,292	174,803	176,316	177,826	179,339	180,850
	基 本 給	59,540	63,763	65,634	67,504	69,375	71,245	73,115	73,753	74,391	75,028	75,666	76,304
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	81,299	87,362	89,927	92,489	95,053	97,615	100,177	101,050	101,925	102,798	103,673	104,546
	(2) 経 費	2,024,114	2,265,117	2,417,117	2,490,066	2,464,620	2,534,302	2,645,607	2,535,635	2,537,829	2,516,192	2,539,322	2,643,196
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	修 繕 費	183,388	134,003	145,937	149,911	153,886	157,861	161,836	163,255	164,675	166,095	167,514	168,934
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,840,726	2,131,114	2,271,180	2,340,155	2,310,734	2,376,441	2,483,771	2,372,380	2,373,154	2,350,097	2,371,808	2,474,262
	(3) 減 価 償 却 費	2,172,429	2,076,975	1,991,970	1,945,725	1,750,201	1,580,804	1,499,418	1,413,061	1,269,554	1,185,405	1,101,085	1,068,705
	2. 営 業 外 費 用	119,870	187,473	84,221	95,964	118,039	141,676	165,256	186,982	209,166	230,930	251,135	270,883
	(1) 支 払 利 息	52,543	65,403	84,221	95,964	118,039	141,676	165,256	186,982	209,166	230,930	251,135	270,883
	(2) そ の 他	67,327	122,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (D)	4,457,252	4,680,690	4,648,869	4,691,748	4,497,288	4,425,642	4,483,573	4,310,481	4,192,865	4,110,353	4,070,881	4,163,634
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	299,812	22,584	508,339	506,421	615,335	557,000	336,271	426,168	453,949	399,652	350,029	236,324
	特 別 利 益 (F)												
	特 別 損 失 (G)	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益（又は純損失） (E)+(H) (I)	297,402	22,584	508,339	506,421	615,335	557,000	336,271	426,168	453,949	399,652	350,029	236,324
	繰 越 利 益 剰 余 金 又は 累 積 欠 損 金 (J)												
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)	2,716,876	1,978,915	2,471,510	2,030,993	2,039,689	2,035,160	1,901,321	1,981,149	1,953,756	1,936,782	1,890,295	1,773,904
	う ち 未 収 金	256,347	254,456	241,155	274,840	277,666	282,330	278,874	281,330	280,992	278,423	278,365	278,867
	負 債 (K)	1,200,078	692,003	866,806	1,045,226	1,055,337	1,081,072	1,096,722	1,088,911	1,103,206	1,106,667	1,132,669	1,162,866
	う ち 建 設 改 良 費 分	289,884	288,445	294,710	283,623	286,293	296,248	298,173	297,284			333,709	340,737
流 動 負 債	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	910,194	403,558	572,096	761,603	769,044	784,824	798,549	791,627	795,617	790,533	798,960	822,129
	累 積 欠 損 金 比 率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）												
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	営 業 収 益－受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,876,824	2,912,413	3,336,637	3,446,476	3,446,458	3,494,523	3,490,633	3,490,726	3,483,867	3,476,199	3,468,135	3,529,903
	地方財政法による資金不足の比率 (L) / (M) ×100												
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
	健全化法施行規則第6条に規定する経消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) / (P) ×100												

表 6-3 投資・財政計画（収支改善）(2/2)

(単位：千円・税込)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(予 算)												
資本的収入 資本的支出	資本的収入	1. 企業償還金	722,500	849,000	616,866	1,021,037	1,074,321	1,073,418	1,014,637	1,050,777	1,050,777	1,010,120	1,010,120	1,014,637	
		うち資本費平準化金													
		2. 他会計出資金													
		3. 他会計補助金	0	0	138,916	141,855	135,480	135,733	140,903	143,546	144,260	151,587	158,366	100,053	
		4. 他会計負担金	386,428	338,446	44,913	118,072	120,041	72,160	71,323	72,453	72,741	72,086	72,375	72,768	
		5. 他会計借入金													
		6. 国（都道府県）補助金	43,450	115,250	12,157	4,469	4,469	85,587	84,173	86,633	86,633	83,865	83,865	84,173	
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工事負担金	228	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. その他													
	計 (A)	1,152,606	1,302,996	812,852	1,285,433	1,334,311	1,366,898	1,311,036	1,353,409	1,354,411	1,317,658	1,324,726	1,271,631		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純 計 (A)-(B) (C)	1,152,606	1,302,996	812,852	1,285,433	1,334,311	1,366,898	1,311,036	1,353,409	1,354,411	1,317,658	1,324,726	1,271,631		
	資本的支出	1. 建設改良費	929,574	1,265,247	713,068	1,830,123	1,887,751	1,888,291	1,826,831	1,867,357	1,867,881	1,823,408	1,823,933	1,829,458	
		うち職員給与費	37,390	39,847	41,016	42,185	43,354	44,522	45,691	46,090	46,488	46,887	47,285	47,684	
		2. 企業償還金	292,933	289,884	288,445	294,710	283,623	286,293	296,248	298,173	297,284	307,589	316,134	333,709	
		3. 固定資産購入費	9,147	30,355	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
		4. 基金造成費	300,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. その他	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	1,531,654	1,635,586	1,003,313	2,126,633	2,173,174	2,176,384	2,124,879	2,167,330	2,166,965	2,132,797	2,141,867	2,164,967			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C) (E)		379,048	332,590	190,461	841,200	838,863	809,486	813,843	813,921	812,554	815,139	817,141	893,336		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	332,810	261,053	130,661	85,802	78,405	52,000	61,740	58,460	57,072	63,388	65,369	141,125		
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	46,238	71,537	59,800	755,398	760,458	757,486	752,103	755,461	755,482	751,751	751,772	752,211		
	計 (F)	379,048	332,590	190,461	841,200	838,863	809,486	813,843	813,921	812,554	815,139	817,141	893,336		
補填財源不足額 (E)-(F) (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)															
企業償還金残高 (H)		5,244,440	5,803,556	6,131,977	6,858,304	7,649,002	8,436,127	9,154,516	9,907,120	10,660,613	11,363,144	12,057,130	12,738,058		

○他会計繰入金

(単位：千円)

[illegible]

表 6-4 原価計算表

供用開始年月日 昭 和 48 年 4 月
処理区域内人口 260,758人
(令和6年度末値)
計算期間 自 令和8年4月 至 令和18年3月
(10年間)

収 入 の 部					
項 目		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	額 公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
		千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)		1,858,081	21,988,768		21,988,768
受 託 工 事 収 益					0
そ の 他		2,898,983	25,996,054		25,996,054
合 計		4,757,064	47,984,822	0	47,984,822

支 出 の 部					
項 目		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	額 公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
		千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費				0
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	修 繕 費	66,236	599,786	51,518	548,268
	材 料 費				0
	路 面 復 旧 費				0
	委 託 料	87,878	1,396,736	119,971	1,276,765
そ の 他		1,905	113,294	9,731	103,563
小 計		156,019	2,109,816	181,220	1,928,596
ポンプ場費	人件費				0
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費				0
	修 繕 費	2,048	99,924		99,924
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
	委 託 料	7,697			0
	そ の 他	2,607	118,524		118,524
小 計		12,352	218,448	0	218,448
処理場費	人件費				0
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費				0
	修 繕 費				0
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
	委 託 料				0
	そ の 他				0
小 計		0	0	0	0
一 般 管 理 費	人件費				
	給 料	14,344	184,597		184,597
	諸 手 当	23,033	425,797		425,797
	福 利 費	5,440	76,564		76,564
	流域下水道管理運営費負担金	953,710	13,497,401		13,497,401
	委 託 料	3,603	18,428		18,428
	そ の 他	352,553	3,147,325		3,147,325
	小 計	1,352,683	17,350,112	0	17,350,112
資 本 費	支 払 利 息	27,063	848,346		848,346
	減 価 償 却 費	149,308	648,212		648,212
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	75,187		75,187
小 計		176,371	1,571,745	0	1,571,745
合 計 (Y)		1,697,425	21,250,121	181,220	21,068,901

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	21,068,901

6-4 投資・財政計画に未反映の取り組み

投資・財政計画に未反映の取り組みについて、次のとおりに整理します。

●今後の投資についての考え方

項目	内容
広域化・共同化・最適化に関する事項	・維持管理や事業運営等について、都や周辺市との連携の可能性を検討していきます。 ・大規模事故や災害等に備えたりダンダンシー(冗長性)の確保について、都等との連携を検討します。
投資の平準化に関する事項	・ストックマネジメント計画に基づき保有施設全体を対象に長期的な視点で改築・修繕を一体的に管理することで、単純改築と比較して事業費の平準化を図ります。 ・取付管修繕工事では道路事業と共同で実施することで、事務手続き及び工事の効率化を図りコスト縮減に努めます。
民間活力の活用に関する事項	・新たな官民連携方式であるウォーターPPPについて、積極的な導入を検討します。

●今後の財源についての考え方・検討状況

項目	内容
使用料の見直しに関する事項	・5年に1回の経営戦略見直しに合わせて、本市下水道事業の経営状況や社会情勢等を踏まえながら、下水道使用料の改定について検討を行います。
資産活用による収入増加の取り組みについて	・これまでに積み立てた基金を運用することで、利息収入を確保し収入増加を図ります。
その他	・企業債残高の規模等、今後の建設財源の適正な在り方について検討を進めていきます。

●投資以外の経費についての考え方

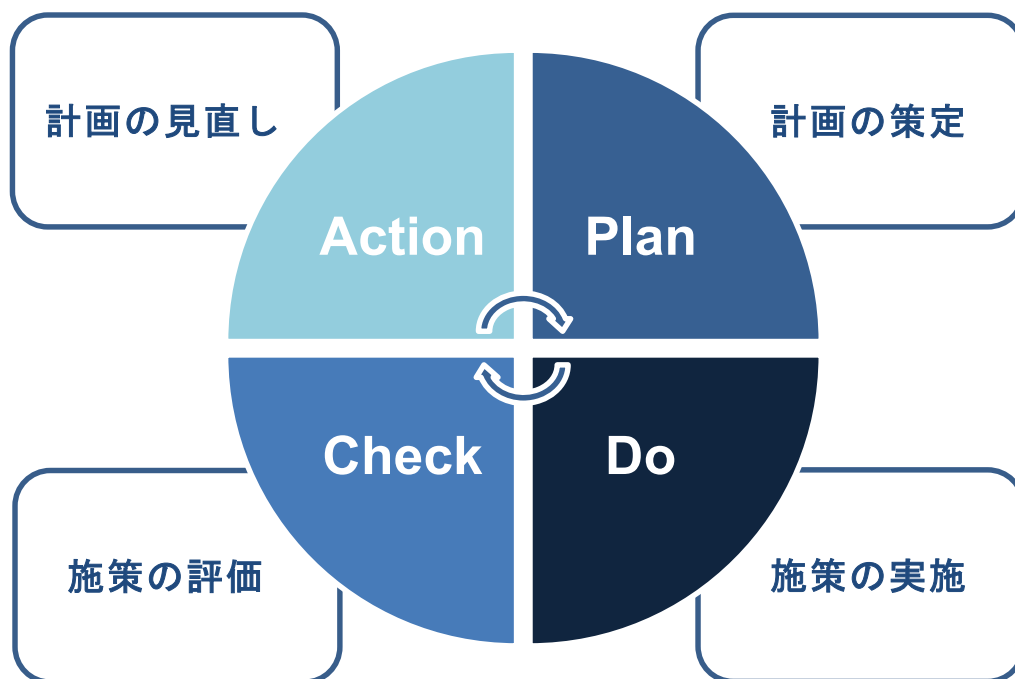
項目	内容
民間活力の活用に関する事項	本市ではウォーターPPPの導入を検討しています。今後は導入による効果を検証し、本市にとって最適なスキームを検討します。
職員給与費に関する事項	今後は管路施設の老朽化対策が本格化し、改築需要が多くなることが予想されるため、人員の適正化、執行体制の確保を図ります。
修繕費に関する事項	- ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕を実施することで、予防保全型維持管理を図りライフサイクルコストを低減します。 - 本市は人口が微増傾向にあり、開発に伴う新設管を布設していますが、劣化が進行し機能していない管渠やほとんど使用されていない管渠などは撤去する等、資産を適切に管理することで維持管理費の削減を図ります。
委託費に関する事項	委託業務に応じて、ウォーターPPPに包含することを検討し、スケールメリットと民間のノウハウの活用により費用の縮減を図ります。

7. 事後検証、改定等に関する事項

(1) 経営戦略の見直しについて

経営戦略は、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行い、PDCAサイクル*を働かせることが必要とされています。

本市においても、毎年度、投資・財政計画の計画値と実績の乖離を検証し、将来予測方法や収支ギャップの解消に向けた取り組み等を精査し、5年に1度、計画見直しを実施する方針とします。



(2) 下水道使用料改定について

本計画では、経費回収率100%の達成を目標とした下水道使用料の改定を見込んでいます。改定により、計画期間（令和8年度～令和17年度）において経費回収率100%以上を維持する見通しですが、下水道使用料改定では5年に1度の改定が望ましいとされているため、財政状況の検証に基づき5年ごとに下水道使用料の改定の必要性を検討します。

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ

8-1 数値目標とロードマップ設定の経緯

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和2年3月31日 国水事第56号）が発出されました。同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを設定します。

8-2 数値目標の設定

経営改善に向けて設定する数値目標は以下のとおりです。

この数値目標を目安として、実績と比較し、乖離している場合にはその要因を検証し、次期経営戦略に反映します。

表 8-1 数値目標の設定

項目	令和7年度 (現況)	令和12年度	令和17年度 (経営戦略・ 最終年度)
①経費回収率	98.4%	102%以上	100%以上

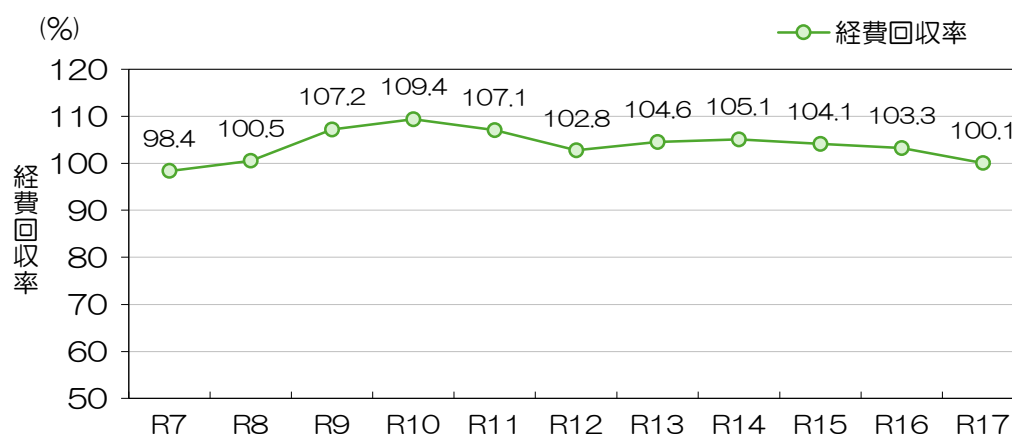


図 8-1 経費回収率の見通し

8-3 経営健全化に向けたロードマップ

経営健全化に向けたロードマップとは経営戦略で位置付けた経営健全化に向けた各種取り組みの具体的な実施スケジュールについて位置付けるものです。

本市下水道事業の経営健全化に向けたロードマップは表 8-2のとおりです。

表 8-2 経営健全化に向けたロードマップ

年度 項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略	検証	改定	検証				改定	検証			
各種コスト縮減	適宜検討（業務効率化等）										
下水道使用料	協議会による検証	改定				検証					

用語集

用語	内容
あ行	
いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	一般会計から公営企業会計に繰り入れられる資金のこと。
うおーたーびーびー ウォーターPPP	水道・工業用水道・下水道事業における官民連携方式のひとつで、施設の更新や維持管理を一体的にマネジメントする。 公共施設の建設や維持管理等を行政と民間が連携して行うことで、民間のノウハウや創意工夫を活用し、効率的な運営や財政負担の軽減を目指す仕組み。
おすいしゅりひ 汚水処理費	汚水の処理をするために必要な維持管理費及び資本費。
か行	
かとうか 可とう化	物体が柔軟であり、折り曲げることが可能な性質を指す。特に管きょにおいては、地震や地盤の変動に対する耐性を高めるために使用される。 例えば、下水道管の接続部を可とう化することで、地震時の揺れを吸収し、破損や漏水を防ぐことができる。
かんきょひ 管渠費	管きょ（下水を収集し、排除するための配水管、一般的に言われる「下水管」）の維持補修に要する経費。修繕費（マンホール蓋の高さ調整など）、雨水幹線や污水管のしゅんせつ委託料などが計上される。
きぎょうさい 企業債	公営企業の財源に充てるための地方債。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。
きぎょうさいざんだか 企業債残高	発行した企業債の総額から、これまでに返済された金額を差し引いた残りの金額をこと。
きぎょうさいしゅうかんきん 企業債償還金	発行した企業債の元金や利息を返済するために必要な金額のこと。
ききんそうせいひ 基金造成費	基金を積み立てる際に必要となる費用のこと。
きじゅんがいくりいれきん 基準外繰入金	一般会計繰入金のうち、国が定めた繰出基準によらない政策的経費、地方公営企業の事業収入で経費を賄い切れない部分を補填するために繰り入れられる負担金や補助金。
きじゅんないいくりいれきん 基準内繰入金	一般会計繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づいて繰り入れられる負担金や補助金。
ぎょうせいじんこう 行政人口	地方自治体が行政運営を行う上で基準として用いる人口。
くにとほしよきん 国・都補助金	特定の事業や活動に対して、国や都道府県が財政的な支援を行うために交付する資金のこと
くりだしきじゅん 繰出基準	地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、公営企業に繰り入れ

	られる他会計からの繰出金の基準のこと。基準にないものを基準外繰入金という。
減価償却費 げんかしょうきやくひ	時の経過により価値の減っていく資産（減価償却資産）の取得に要した経費を、その資産の使用可能期間にわたり分割して経費とすること。
建設改良積立金残高 けんせつかいりょうつみたてきんざんだか	将来の建設事業や施設の改良・更新に備えて積み立てた資金のうち、現在残っている金額（残高）のこと
建設改良費 けんせつかいりょうひ	固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費のこと。
広域化・共同化 こういきか きょうどうか	複数の自治体や団体が連携・協力して、下水道施設の維持管理等を効率的かつ効果的に実施する仕組みや取り組みのこと。
公営企業会計 こうえいきぎょうかいけい	現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録し、整理する発生主義会計方式。
高度処理費 こうどしりひ	通常の下水处理に加えて、窒素やリンの除去などの高度処理を行うために必要な費用のこと。 高度処理は、処理場から処理水を放流する公共用水域で、厳しい水質基準が設定されている場合など必要となる。
固定資産購入費 こていしさんこうにゅうひ	取得した資産に関連する支出で、会計上の処理や減価償却に影響を与える。
さ行	
支払利息 しはらいりそく	資金を借り入れた際に発生する利子や利息のこと。
資本勘定職員 しほんかんじょうしよくいん	公営企業や地方自治体における財務管理や会計業務を担当し、特に資本的収支の管理に関与します。
資本的支出 しほんてきしゆつ	資産を取得・建設・改良・更新するために行う支出のこと。これは、将来にわたって利益や価値を生み出す資産を増加させるための支出であり、通常、長期的な投資として扱われる。
資本的収入 しほんてきしゅうにゅう	資産の取得や建設、改良などの資本的支出を賄うために得る収入のことを指します。これは、通常の事業運営や日常的な活動から得られる収入（経常的収入）とは異なり、長期的な投資や資産形成が目的となる。
資本費 しほんひ	減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費。
収益的支出 しゅうえきてきしゆつ	費用が発生するものすべてについて予定計上すること。
収益的収入 しゅうえきてきしゅうにゅう	収益が発生するものすべてについて予定計上すること。
受益者負担金 じゅえきしゅらたんきん	都市計画区域内において、下水道事業による利益を受ける方に、事業に要する費用の一部を負担していただく仕組み。
処理区域内人口 しゅりくいきないじんこう	汚水処理施設が整備されている区域（処理区域）に居住している人口。
水洗化人口 すいせんかじんこう	公共下水道の供用が開始された区域内の土地において、排水設備を設置して公共下水道に接続し、その土地の下水を公共下

	水道に流入させている人口。
す と っ く ま ネ ジ メ ン ト 計 画 ば い かく	施設（ストック）を適切に維持管理し、長期的にその機能を持続させるための計画。特に、老朽化が進むインフラや公共施設の維持・更新に関する課題に対応するために策定される。
ぜ ん だ い け い かく じん こう 全体計画人口	下水道全体計画において、将来の対象地域全体の人口を設定ものを指す。この人口は、計画の基礎データとして使用され、施設の規模や整備計画を策定する際の指標となる。
そう か かり ひ 総係費	特定のサービスに直接結びつかない間接的な費用のこと。
ぞ ん え き かん じ ょ う し ゅ くい ん 損益勘定職員	組織において損益計算や財務管理に関わる業務を担当する職員。
た 行	
た か い け い ん た ん き ん 他会計負担金	会計処理において、ある特定の会計（部門や事業）から別の会計に対して負担金として支出される金額のこと。
ち ほ う 公 営 企 業 法 ち ほ う 公 営 企 業 法	地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱い等を定めた法律。この法律を適用した上下水道事業等の公営企業は、民間企業の簿記に準じた会計方式の採用が必要となる。
ち ょ う き ま え う け き ん れ い に ゅ う 長期前受金戻入	企業会計において、過去に受け取った前受金（将来の収益に対応する金額）を、一定の期間が経過した後に収益として計上する処理を指す。
デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ ォ ー メ ー シ ョ ン D X	デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや業務プロセス、組織文化、顧客体験を根本的に変革すること。
ど う き ぼ じ ち たい 同規模自治体	地方自治体の経営指標や財政状況を比較・分析する際に、人口規模や財政規模が類似している自治体を指す。この比較は、自治体の財政運営や経営状況を客観的に評価し、課題を明確にするために行われる。
とり つけ かん 取付管	下水道において、個別の建物や敷地（家庭や事業所など）から排水を公共下水道に接続するための管のこと。
な 行	
ない ぶ り ゅ う ぼ し き ん 内部留保資金	事業活動を通じて得た利益のうち、外部に支出せず、企業内部に留保（蓄積）している資金を指す。この資金は、企業の将来の投資や運転資金、リスク対応などに活用される。
は 行	
ひ で い し ょ う さ い くる PDCAサイクル	Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法。
ひ ー ひ ー ひ ー ひ ー ふ あ い PPP/PFI	PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効

	率化等を図るものである。 PFI（Private Finance Initiative）は PPP の方式の一つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法である。
や行	
ゆうしゅうすいりょう 有収水量	処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる水量。
ら行	
ライフサイクルコスト	製品や設備、建物などの導入から廃棄・解体に至るまでの全期間にかかる費用の総額のこと。単に購入時の初期費用だけでなく、運用・維持管理・修理・廃棄などにかかる費用を含めて評価する考え方。
りゅういきげすいどうけんせつふたんきん 流域下水道建設負担金	流域下水道により利益を受ける市町村が負担する、流域下水道の建設に関する費用。
りゅういきげすいどういじかんり 流域下水道維持管理 負担金	流域下水道により利益を受ける市町村が負担する、流域下水道の維持管理に関する費用。